

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日
(第7期) 至 平成24年3月31日

東日本高速道路株式会社

(E04370)

第7期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

東日本高速道路株式会社

目 次

頁

第7期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	10
5 【従業員の状況】	13
第2 【事業の状況】	14
1 【業績等の概要】	14
2 【生産、受注及び販売の状況】	17
3 【対処すべき課題】	17
4 【事業等のリスク】	18
5 【経営上の重要な契約等】	23
6 【研究開発活動】	25
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	25
第3 【設備の状況】	28
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	28
2 【道路資産】	33
第4 【提出会社の状況】	37
1 【株式等の状況】	37
2 【自己株式の取得等の状況】	39
3 【配当政策】	39
4 【株価の推移】	39
5 【役員の状況】	40
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	42
第5 【経理の状況】	47
1 【連結財務諸表等】	48
2 【財務諸表等】	98
第6 【提出会社の株式事務の概要】	132
第7 【提出会社の参考情報】	133
1 【提出会社の親会社等の情報】	133
2 【その他の参考情報】	133
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	134
第1 【保証会社情報】	134
第2 【保証会社以外の会社の情報】	135
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	135
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	137
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	137
第3 【指数等の情報】	139

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月29日

【事業年度】 第7期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

【会社名】 東日本高速道路株式会社

【英訳名】 East Nippon Expressway Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 廣 瀬 博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 野 村 昌 英

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 野 村 昌 英

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益 (百万円)	938,850	873,094	808,469	800,392	839,816
経常利益 (百万円)	13,810	13,300	12,442	11,898	7,179
当期純利益 (百万円)	8,710	7,674	7,245	7,797	4,515
包括利益 (百万円)	—	—	—	7,773	4,541
純資産額 (百万円)	136,927	144,360	151,659	159,433	163,974
総資産額 (百万円)	733,971	794,093	788,246	800,534	727,777
1株当たり純資産額 (円)	1,302.00	1,374.86	1,444.38	1,518.40	1,561.66
1株当たり当期純利益金額 (円)	82.96	73.09	69.00	74.26	43.00
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.6	18.1	19.2	19.9	22.5
自己資本利益率 (%)	6.3	5.3	4.7	4.8	2.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△8,198	△59,608	26,491	△3,038	70,299
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,910	6,266	△28,558	△18,556	△19,968
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	30,123	59,043	9,319	△19,315	△66,178
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	78,387	84,029	91,323	50,409	34,560
従業員数 (人)	9,754	11,948	12,207	12,648	13,476
〔外、平均臨時雇用人員〕	〔1,240〕	〔1,674〕	〔2,082〕	〔2,162〕	〔1,989〕

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益	(百万円)	925,419	855,285	781,336	771,298	804,680
経常利益	(百万円)	7,517	6,007	4,994	6,404	4,983
当期純利益	(百万円)	4,300	2,661	2,299	2,497	3,071
資本金	(百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数	(千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額	(百万円)	129,314	131,975	134,275	136,773	139,845
総資産額	(百万円)	719,233	781,236	768,489	778,692	700,794
1株当たり純資産額	(円)	1,231.56	1,256.91	1,278.81	1,302.60	1,331.85
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	40.95	25.34	21.90	23.78	29.25
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	17.9	16.8	17.4	17.5	19.9
自己資本利益率	(%)	3.3	2.0	1.7	1.8	2.1
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数	(人)	2,332	2,253	2,225	2,213	2,192

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
4. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	東日本高速道路株式会社設立
平成17年12月	ネクセリア東日本(株)(連結子会社)設立
平成18年3月	高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」を締結
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及びネクセリア東日本(株)がサービスエリア・パーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成18年6月	(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道(現(株)ネクスコ・サポート北海道)(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東(平成19年10月、(株)東関東への吸収合併により消滅)、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟(平成20年3月、(株)クエスト新潟への吸収合併により消滅)、(株)ネクスコ・トール東北(連結子会社)及び(株)ネクスコ・トール関東(連結子会社)設立
平成18年7月	新潟管理局を新潟支社に名称を変更
平成18年9月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」を一部変更
平成19年3月	技術部を設置 新日本ハイウェイ・パトロール(株)、札幌道路エンジニア(株)、(株)アクトノース及び陸羽道路メンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化し、それぞれ(株)ネクスコ東日本パトロール(現(株)ネクスコ・パトロール東北)、(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス北海道及び(株)ネクスコ・メンテナンス東北に商号変更 「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成19年4月	(株)ネクスコ・トール北関東(連結子会社)設立
平成19年7月	東日本ハイウェイ・パトロール(株)(現(株)ネクスコ・パトロール関東)を株式取得により連結子会社化
平成19年9月	(株)東関東を株式取得により連結子会社化
平成19年10月	(株)東関東が(株)ネクスコ・エンジニアリング関東を吸収合併し、(株)ネクスコ東日本エンジニアリングに商号変更
平成19年12月	(株)メンテナンス関東を株式取得により連結子会社化し、(株)ネクスコ・メンテナンス関東に商号変更
平成20年1月	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))の料金徴収期間が満了
平成20年2月	関越ロードメンテナンス(株)(現(株)ネクスコ・メンテナンス新潟)を株式取得により連結子会社化
平成20年3月	(株)ネクスコ東日本トラスティ(連結子会社)設立 (株)クエスト新潟を株式取得により連結子会社化、同社が(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟を吸収合併し、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟に商号変更
平成20年4月	(株)ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)及び(株)ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)設立
平成20年10月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年3月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年7月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年8月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年12月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更

年月	事項
平成22年 4月	(株)ネクスコ東日本リテイ爾（連結子会社）が(株)盛岡セントラルホテルを株式取得により連結子会社化
平成22年 6月	(株)ネクスコ東日本ロジテム（連結子会社）設立
平成23年 3月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成23年 4月	本部制導入に伴い経営企画本部、総務本部、経理財務本部、技術本部、管理事業本部、建設事業本部及び事業開発本部を設置 海外事業部、環境部、新事業開発部、財務部、技術マーケティング推進室、グループ統括室、CSR・TD推進室等を設置
平成23年 6月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成24年 2月	(株)ネクスコ・サポート新潟（連結子会社）設立
平成24年 4月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更

3 【事業の内容】

当社及び関係会社(子会社21社及び関連会社7社(平成24年3月31日現在))は、高速道路事業、受託事業、道路休憩所事業、その他の4部門に関係する事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、東日本地域の1都1道15県(注1)において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(その後の変更を含み、以下「協定」といいます。)、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路(注2)の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

料金収受業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・トール北関東、(株)ネクスコ・サポート北海道 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
保全点検業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
維持修繕業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・メンテナンス北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス東北、(株)ネクスコ・メンテナンス関東、(株)ネクスコ・メンテナンス新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
交通管理業務	(連結子会社) (株)ネクスコ東日本パトロール(注3)、(株)E-NEXCOパトロール(注3)、(株)ネクスコ・サポート北海道、(株)ネクスコ・サポート新潟(注4) (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
その他業務(注5)	(連結子会社) (株)ネクスコ東日本トラスティ (持分法適用関連会社) (株)NEXCOシステムズ、ハイウェイ・トール・システム(株)、(株)高速道路総合技術研究所

- (注) 1. 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県(東京都、神奈川県、富山県及び長野県は一部区域)
2. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
3. 平成24年4月1日に、(株)ネクスコ東日本パトロールは(株)ネクスコ・パトロール東北に、(株)E-NEXCOパトロールは(株)ネクスコ・パトロール関東に、それぞれ商号変更しております。
4. 平成24年4月1日から、料金收受業務も委託しております。
5. 用地調査管理、財産整理及び道路敷地管理等、有料道路の通行料金及び交通量等の電子計算、料金收受機械の保守・点検・整備・保全等並びに高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発を行っております。

(2) 受託事業

受託事業においては、国及び地方公共団体等との協議の結果、経済性及び効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた跨道橋及び取付道路等の工事等を当社が行っております。

なお、前連結会計年度をもって、直轄高速道路事業(注)は完了しております。

(注) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間(以下「新直轄区間」といいます。)につき、国土交通大臣の委託に基づき新設を行う事業をいいます。

(3) 道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設及び管理等を行っております。

当社グループの管理するサービスエリア・パーキングエリア(以下「SA・PA」といいます。)311箇所のうち、商業施設を所有している183箇所についてはネクセリア東日本(株)(連結子会社)が、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の海ほたるPAについては東京湾横断道路(株)(持分法適用関連会社)が、それぞれ商業施設の管理運営を行っております。また、SA・PAの直営店舗運営業務については(株)ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)及び(株)盛岡セントラルホテル(連結子会社)が、商業施設の管理点検業務及びコンシェルジュ業務については(株)ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)が、商業施設における配送・共同仕入れ等の業務については(株)ネクスコ東日本ロジテム(連結子会社)が行っております。

(4) その他

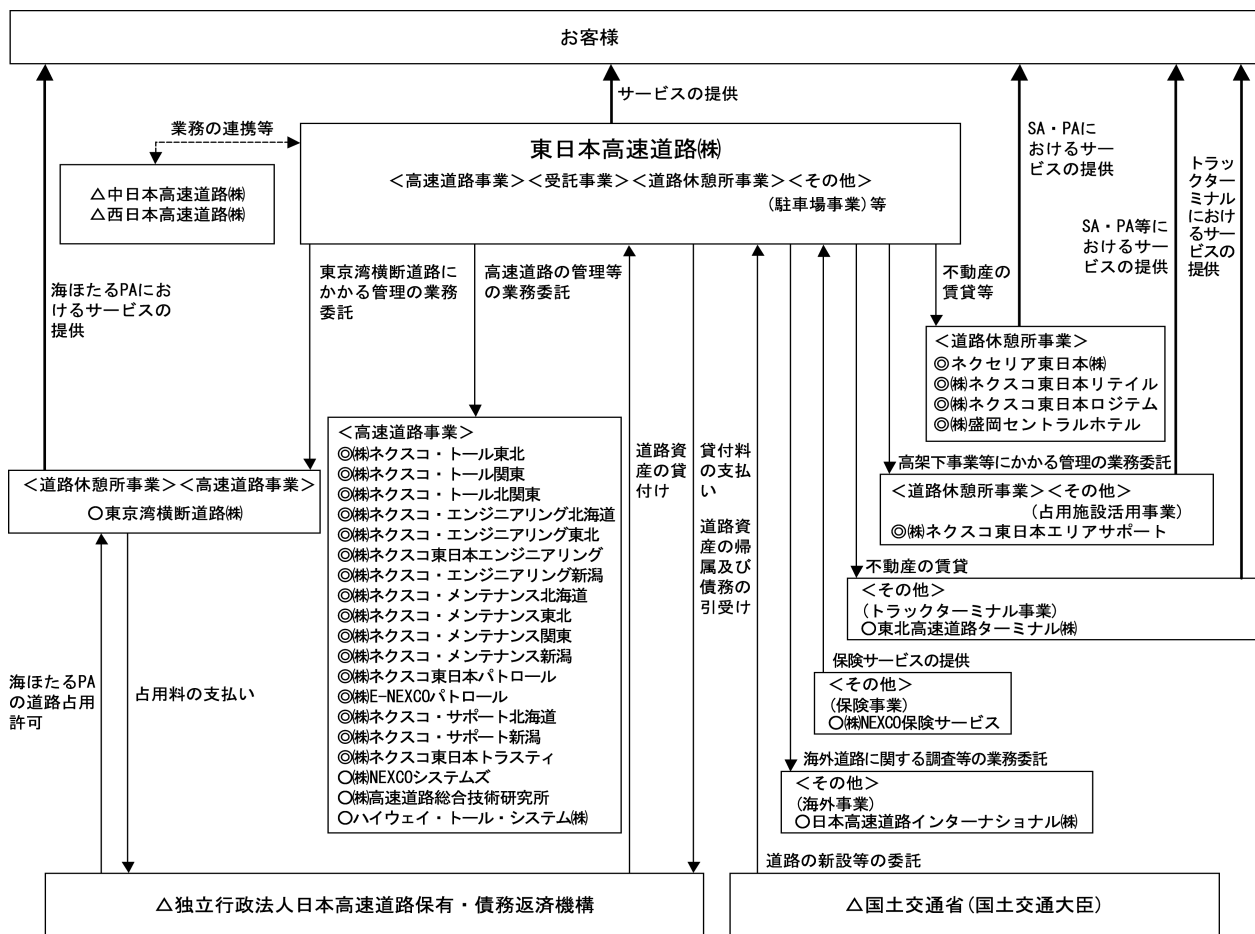
その他においては、駐車場事業、コンサルティング事業、カード事業、WEB事業、占用施設活用事業、トラックターミナル事業及び海外事業等を実施しております。

このうち、駐車場事業については、日比谷自動車駐車場の管理運営を、コンサルティング事業については、新直轄区間の新設事業の施工管理及び技術提案等による技術支援業務を、カード事業については、ETC機能、クレジット機能及び電子マネー決済機能を搭載したE-NEXCO passの発行を、WEB事業については、料金検索システム及びSA・PA情報の提供並びにWEB広告及び地域特産品等の販売等をそれぞれ当社が行っております。

また、占用施設活用事業については、高速道路の高架下の占用施設を活用した事業を、当社並びにその一部業務を委託した(株)ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)及び(株)ネクスコ東日本トラスティ(連結子会社)が行っております。トラックターミナル事業については、東北高速道路ターミナル(株)(持分法適用関連会社)が仙台南(宮城県名取市)及び郡山(福島県郡山市)の2箇所におけるトラックターミナルの管理運営を行っております。海外事業については、海外道路に係る調査・研究及び国際協力業務等を、当社及びその一部業務を委託した日本高速道路インターナショナル(株)(持分法適用関連会社)が行っております。

なお、(株)NEXCO保険サービス(持分法適用関連会社)が損害保険及び生命保険の代理店業務を行っております。

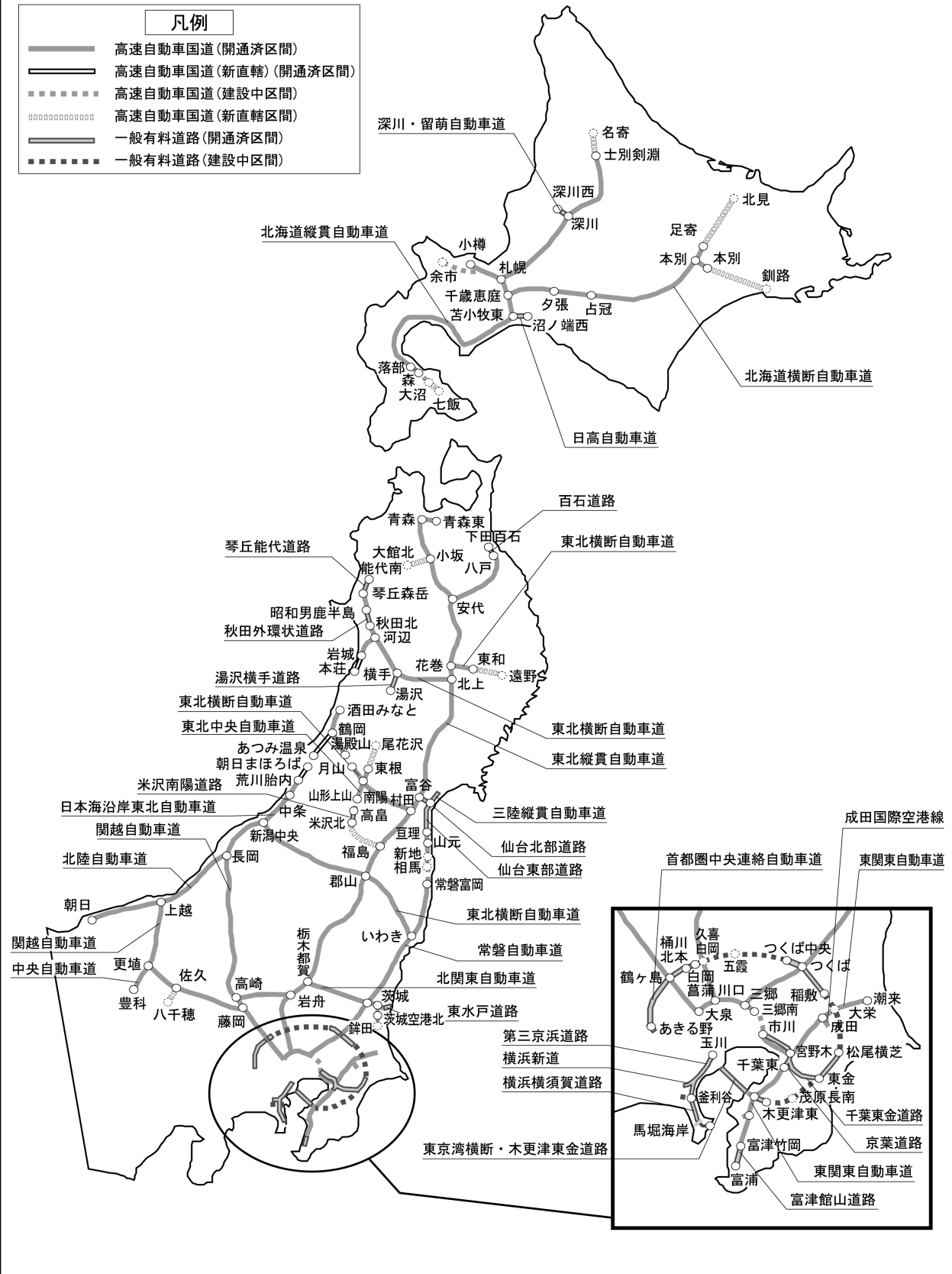
以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- (注) 1. ◎は連結子会社、○は持分法適用関連会社、△は関連当事者を示しております。
2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引受けることとされております。
3. 平成24年4月1日に、(株)ネクスコ東日本パトロールは(株)ネクスコ・パトロール東北に、(株)E-NEXCOパトロールは(株)ネクスコ・パトロール関東に、それぞれ商号変更しております。

東日本高速道路株式会社 路線図

凡例	
	高速自動車国道(開通済区間)
	高速自動車国道(新直轄)(開通済区間)
	高速自動車国道(建設中区間)
	高速自動車国道(新直轄区間)
	一般有料道路(開通済区間)
	一般有料道路(建設中区間)



[平成24年3月31日現在]

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
㈱ネクスコ・トール東北	仙台市青葉区	90	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の料金收受業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・トール関東	東京都墨田区	90	高速道路事業	100.0	一般国道14号及び16号(京葉道路)等の料金收受業務を委託しております。また、事務所建物の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・トール北関東	東京都荒川区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の料金收受業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 北海道	札幌市白石区	60	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 東北	仙台市青葉区	90	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本エンジニア リング	東京都荒川区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 新潟	新潟市中央区	40	高速道路事業	100.0	北陸自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス 北海道	札幌市白石区	43	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、事務所建物の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス東北	仙台市青葉区	99	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス関東	東京都足立区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、事務所建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 あり 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス新潟	新潟県長岡市	72	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、事務所建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
㈱ネクスコ東日本パトロール (注) 3	東京都 千代田区	60	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の交通管理業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱E-NEXCOパトロール (注) 3	東京都豊島区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の交通管理業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・サポート北海道	札幌市厚別区	40	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の料金收受業務及び交通管理業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・サポート新潟 (注) 4	新潟市中央区	40	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の交通管理業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本トラスティ	東京都港区	45	高速道路事業	100.0	用地調査管理業務、財産整理業務及び道路敷地管理業務等を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
ネクセリア東日本㈱	東京都港区	1,500	道路休憩所 事業	100.0	SA・PA内商業施設及び支社建物の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本リテイル	東京都 千代田区	225	道路休憩所 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱盛岡セントラルホテル	岩手県盛岡市	55	道路休憩所 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本ロジテム	東京都文京区	150	道路休憩所 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本エリア サポート	東京都港区	90	道路休憩所 事業 その他 (占用施設活用 事業)	100.0	高架下事業等管理業務を委託しております。また、事務所建物の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントに記載された名称を記載しております。
2. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. 平成24年4月1日に、㈱ネクスコ東日本パトロールは㈱ネクスコ・パトロール東北に、㈱E-NEXCOパトロールは㈱ネクスコ・パトロール関東に、それぞれ商号変更しております。
4. 平成24年4月1日から、関越自動車道等の料金收受業務も委託しております。

(2) 持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
東京湾横断道路㈱ (注) 2	東京都大田区	90,000	高速道路事業 道路休憩所 事業	33.3 (0.0)	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律第45号)の規定による同社との管理協定に基づき、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の維持修繕、料金收受等の管理を委託しております。また、事務所建物の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 あり
㈱NEXCOシステムズ	東京都台東区	50	高速道路事業	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱高速道路総合技術研究所	東京都町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務を委託しております。また、滋賀県湖南市の緑化試験・生産施設を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 あり
ハイウェイ・ツール・システム ㈱	東京都中央区	75	高速道路事業	19.6 [7.8]	料金収受機械等保守整備業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 あり
㈱NEXCO保険サービス	東京都 千代田区	15	その他 (保険事業)	33.3	損害保険及び生命保険の代理店業務によるサービスの提供を受けております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
東北高速道路ターミナル㈱	宮城県名取市	1,082	その他 (トラックター ミナル事業)	27.0 (0.4)	仙台南及び郡山の2箇所におけるトラックターミナル事業用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
日本高速道路インターナショナル ㈱	東京都 千代田区	499	その他 (海外事業)	28.6	海外道路に関する調査・研究業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 有価証券報告書を提出しております。
3. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
4. 議決権所有割合の[]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成24年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	11,893 [903]
受託事業	
道路休憩所事業	1,243 [1,086]
その他	
全社(共通)	340
計	13,476 [1,989]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取扱っていることから、一括して記載しております。
3. 従業員数が当連結会計年度末までの1年間に於いて828人増加しておりますが、その主な理由は、(株)ネクスコ東日本リテイルが関係会社以外の者から事業を譲受けたこと、(株)ネクスコ・メンテナンス北海道が関係会社以外の者を吸収合併したこと及び(株)ネクスコ・トール東北が東日本大震災に伴う東北地方の高速道路無料措置の実施に伴い増員を行ったことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

(平成24年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,192	42.4	19.8	8,133,438

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	1,800
受託事業	
道路休憩所事業	52
その他	
全社(共通)	340
計	2,192

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、道路公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、東日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。

なお、提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国の経済は、東日本大震災の影響で大きく落ち込んだ生産や輸出がサプライチェーンの迅速な修復により夏場には概ね震災前の水準に復し、個人消費も回復の兆しを見せるなど、景気は着実な回復を示しましたが、欧州の財政問題等を要因とした海外経済の減速、タイにおける洪水被害等の影響から年末にかけそのペースは緩やかになりました。年明け後は政策効果による公共投資や個人消費の増加が見られ、景気は再び回復基調となりました。

このような事業環境のなか、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わらなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭におきながら、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制に基づき、適正かつ効果的に業務を遂行してまいりました。

さらに、東日本大震災の対応については、グループの総力を挙げて取り組み、東日本大震災のみならず余震に対する応急復旧工事等を迅速に実施するとともに、平成23年9月からは損傷した箇所の本復旧工事に着手し、平成24年内の工事完了を目指しています。

平成23年6月以降に実施された東日本大震災に伴う東北地方の高速道路無料措置(注1)では、急増する交通量に対応すべく、料金所のレーン開放に努めるとともに、短い期間に内容の見直し等が行われるなか、お客様への丁寧な広報を行うなどの対応を実施してきました。

当連結会計年度の営業収益は839,816百万円(前期比4.9%増)、営業利益が4,808百万円(同50.4%減)、経常利益が7,179百万円(同39.6%減)となり、これに負ののれん発生益等の特別利益、厚生年金基金特別掛金等の特別損失及び法人税等を加減した結果、当期純利益は4,515百万円(同42.0%減)となりました。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕、道路を良好な状態に保つための清掃や点検、構造物や施設の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路ネットワークの早期整備に向け高速道路の新設及び改築に取り組んでまいりました。

東日本大震災や平成23年4月11日に発生した余震などの災害に対しては、迅速に応急復旧を行い交通路を確保したほか、平成23年9月からは損傷箇所の本復旧工事に着手するなどの確な対応を実施してまいりました。

高速道路の管理については、政府方針に基づく上限料金制(注2)、無料化社会実験(注3)及び上記の高速道路無料措置の実施に際し、新聞等による広報をはじめ分散利用を促すための渋滞情報提供を行うとともに、お客様の安全対策として、渋滞後尾への追突注意喚起対策、お客様の混雑緩和策としてSA・PAの駐車場整理員の配置、お客様サービス対策として仮設トイレの設置等を行い、お客様の混雑緩和と安全の確保に努め、さらには節電対策についても積極的に推進してきました。また、現場を重視したグループ会社との協働体制の構築に継続的に取り組み、グループ一体での目標管理や業務評価の導入等、さらなるグループ内の連携強化を図り、お客様サービスの向上に努めております。

こうした中、上記の高速道路無料措置等の影響により、料金収入528,015百万円(前期比5.5%減)に国からの減収補てん等(注4)28,719百万円を加えた額は556,734百万円(前期比3.5%減)となりました。一方、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき、機構に帰属した資産の額は218,730百万円(同37.8%増)となり、営業収益は781,653百万円(同5.1%増)となりました。

営業費用は、協定に基づく機構への道路資産賃借料の支払いが381,600百万円(同3.3%減)となったものの、機構に帰属した資産の額の増加に伴い売上原価が増加したこと等により781,664百万円(同5.9%増)となりました。以上の結果、営業損失は10百万円(前期は5,409百万円の営業利益)となりました。

(受託事業)

受託事業においては、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が減少したことに加え、直轄高速道路事業が完了したこと等により営業収益は17,152百万円(前期比26.1%減)となり、営業費用は17,262百万円(同25.4%減)となりました。以上の結果、営業損失は109百万円(前期は74百万円の営業利益)となりました。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業においては、「HEARTLINK NIPPON～つなごう、こころ。ひろげよう出会い～」のローガンの下、東日本大震災で被害を受けた地域の復興支援として、被災地域の特産品の販売拡充や、被災地域の食材を活かした復興応援弁当の販売等を行いました。また、SA・PAをより魅力ある空間として楽しんでいただけるものとするため、平成23年12月には東北自動車道那須高原サービスエリア(下り線)のリニューアルを実施し、地域の特色を活かしてお客様の旅を演出する「ドラマチックエリア那須高原」をオープンさせるなど、着実に事業を進めてまいりました。

こうした中、(株)ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)の運営店舗箇所数が増加したこと及び自動販売機の一部をネクセリア東日本(株)(連結子会社)による運営に変更したこと等により、営業収益は43,593百万円(前期比17.0%増)、営業費用は38,608百万円(同17.2%増)となりました。以上の結果、営業利益は4,985百万円(同15.5%増)となりました。

(その他)

営業収益はカード事業における会員獲得手数料が減少したこと等により1,183百万円(前期比10.7%減)となりました。営業費用はカード事業における販売促進費が減少したこと等により1,289百万円(同12.5%減)となりました。以上の結果、営業損失は106百万円(前期比営業損失42百万円減)となりました。

(注) 1. 料金を徴収しない車両を定める国土交通大臣の告示に基づき実施された以下の措置をいいます。なお、料金を徴収しない車両については、後記「4 事業等のリスク 16. 高速道路関係法令の適用 (2)③(ア) 料金徴収の対象等(第24条)」に記載しております。

- ① 平成23年6月20日から同年11月30日まで実施された、東日本大震災による被災証明書等の被発行者及び原発事故による避難者が乗車する車両を対象とする高速道路の無料措置(被災者支援)
 - ② 平成23年6月20日から同年8月31日まで実施された、被災地への人員・物資輸送を支援するため中型車・大型車及び特大車を対象とする高速道路の無料措置(復旧・復興支援)
 - ③ 平成23年12月1日から平成24年3月31日まで実施された、主として東北太平洋側に定められた区間内の走行分について全車種を対象とする高速道路の無料措置(被災地支援)
 - ④ 平成23年12月1日から平成24年3月31日まで実施された、主として東北日本海側に定められた区間内の走行分について、普通車以下のETC搭載車限定で土日祝日を対象とする高速道路の無料措置(観光振興)
 - ⑤ 平成23年12月1日から平成24年3月31日まで実施された、主として東北太平洋側に定められた区域からの避難者又は原発事故による避難者が乗車する車両を対象とする高速道路の無料措置(避難者支援)。なお、同年4月1日からは対象者を原発事故による避難者に限定する等、内容を見直した無料措置が同年9月30日までの予定で実施されております。
2. ETCをご利用の普通車、軽自動車等を対象として、土日祝日等の地方部(一般有料道路の一部を除く)の高速道路料金の上限額を1,000円とする等の割引制度をいいます。
 3. 平成22年6月28日から平成23年6月19日まで実施された、当社グループの管理する高速道路のうち、13路線、計703kmを無料化する社会実験をいいます。
 4. 主に1③、④及び3の実施に対する国からの減収補てんであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益8,889百万円に加え、たな卸資産の減少額43,612百万円、減価償却費22,129百万円及び売上債権の減少額10,698百万円等の資金増加要因があった一方、仕入債務の減少額13,308百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは70,299百万円の資金収入(前期は3,038百万円の資金支出)となりました。

なお、上記たな卸資産の減少額のうち43,342百万円は、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の減少であります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

連結範囲の変更を伴う子会社株式取得による収入1,378百万円及び固定資産の売却による収入339百万円等があった一方、料金機械、ETC装置等の設備投資による支出21,726百万円等があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは19,968百万円の資金支出(前期比1,412百万円の増)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債の発行による収入129,768百万円及び長期借入れによる収入45,000百万円があった一方、長期借入金債務の返済等251,829百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額245,000百万円を含みます。)等の支出があったことから、財務活動によるキャッシュ・フローは66,178百万円の資金支出(前期比46,862百万円の増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、34,560百万円(前期比15,849百万円の減)となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)における、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条の規定により作成した「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

		(百万円)
1. 営業収益		
料金収入	528,043	
道路資産完成高	218,730	
その他の売上高	29,138	775,913
2. 営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	3,615	
土地物件貸付料	0	
雑収入	245	3,862
3. 特別利益		
固定資産売却益	31	31
高速道路事業営業収益等合計	<u>779,807</u>	<u>779,807</u>

(注) 配賦基準は下記のとおりであります。

- ・高速道路事業又はその他の収益として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦
- ・事業が特定できないものについては、以下の方法により各事業へ配賦
営業外収益及び特別利益については、営業損益比

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

高速道路事業においては、安全・安心・快適・便利な高速道路のご利用を確保しつつ、機構との協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払うとともに、高速道路ネットワークの形成を進めていく必要があります。特に、高速道路の管理については、景気の動向等が交通動向や料金収入に与える影響を引き続き注視しつつ、政府方針に基づく料金に関する諸施策について、お客さまを第一に考え、適切かつ円滑な運用を図っていく必要があります。

これらの課題に適切に対処していくため、当社は、経営理念・ビジョンを共有するグループ会社との一体経営を一層推進し、グループ全体の効率性・生産性のさらなる向上に努めてまいります。あわせて、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、さらには広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

また、中期経営計画(平成23～平成25年度)の初年度にあたる当連結会計年度からは、「経営基盤の強化を図り、経営の安定、さらなる発展」を目指し、経営資源の戦略的配分、事業領域の拡大、グループ経営の高度化、経営管理の集権化と分権化、地域に根ざした経営の推進、イノベーションマインドによる高品質と低コストの追求、最小のLCC(ライフサイクルコスト)による着実な道路整備、高速道路の長寿命化・予防保全に本格的に取り組んでおります。この中期経営計画を確実に実行するため、平成23年4月1日に、本部制を導入し、グループ会社の再編を実施する等、業務執行体制を整備し経営基盤の強化を図ってきました。この新体制により、コンプライアンス重視の経営のもと、引き続き業務の適正、効果的な遂行に努めてまいります。

さらに、東日本大震災により被災した高速道路の本来の機能を回復させるための本復旧工事について、平成24年内の完了を目指すとともに、被災地の復興のため、原発事故の避難者が乗車する車両を対象とする国土交通大臣の告示に基づく高速道路の無料措置、常磐自動車道南相馬～相馬間(平成24年4月8日開通)の無料措置、東北地方の観光復興を目的とした企画割引「東北復興観光支援パス」の企画・販売及び特産品の販売拡充等を通じて被災地域を応援する「HEARTLINK NIPPONプロジェクト」等を実施し、グループ一丸となって貢献してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下において記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、不確実性が内在しております。

1. 民営化関係法施行法に基づく検討

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行(平成17年10月1日)後10年以内に、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。)、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第101号)(以下「整備法」といいます。))の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」といいます。)、上記「1. 民営化関係法施行法に基づく検討」及び下記「16. 高速道路関係法令の適用」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法(昭和27年法律第180号)(以下「道路法」といいます。)、高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法等を規定しております。かかる貸付料は、協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととさ

れており(下記「16. 高速道路関係法令の適用 (2)道路整備特別措置法 ②国土交通大臣による許可その他の規制事項 (ア)高速道路の新設又は改築(第3条)」をご参照ください。)、実際に生じる料金収入から管理費用を差引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入の1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2)債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事(修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。)に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定等(下記「16. 高速道路関係法令の適用 (2)道路整備特別措置法 ③その他の事項 (イ)道路資産等の帰属(第51条)」をご参照ください。)により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定等が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱は、それぞれ、道路公団の民営化に伴い借入金及び道路債券に係る債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条をご参照ください。)。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けは重疊的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 季節性

当社グループの事業においては、冬季における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。このような傾向が、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 大規模災害の発生

地震、津波、台風、地すべり、洪水、大雪、大事故、パンデミック及びテロ等の大規模災害が発生した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの事業に関わる施設の利用の減少に伴う収入の減少並びに設備の毀損に伴う支出の増加及び資産の減価等の被害が発生し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、道路休憩所事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 品質管理

当社グループが実施する設計、工事等において、請負人の設計過誤や施工不良により、高速道路の構造等に欠陥が生じた場合には、通行障害や開通遅延による社会的信用の低下や料金収入の減少等、有形無形の損害が発生し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の規定に則り、厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

16. 高速道路関係法令の適用

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、整備法及び民営化関係法施行法の施行により、機構、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、当社、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)を「高速道路会社」と総称します。)とともに設立されており、その事業運営には以下に掲げる高速道路関係法令の適用があります。

(1) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること(第1条)を掲げるとともに、その事業の範囲(第5条)、機構との協定(第6条)等について規定しております。

② 国土交通大臣による認可その他の規制事項

(ア) 株式又は募集新株予約権を引受ける者の募集等(第3条)

高速道路会社は、会社法第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(イ) 事業範囲外の高速道路における業務(第5条)

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

(ウ) 代表取締役等の選定等(第9条)

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(エ) 事業計画(第10条)

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(オ) 社債及び借入金(第11条)

会社法第676条に規定する募集社債を引受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(カ) 重要な財産の譲渡等(第12条)

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(キ) 定款の変更等(第13条)

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(ク) 会計の整理等(第14条)

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

(ケ) 国土交通大臣の監督・命令権限(第15条、第16条)

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社からその業務に関し報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

③ その他の事項

(ア) 政府による株式の保有(第3条)

政府(首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱)にあつては、政府及び地方公共団体は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません。

(イ) 一般担保(第8条)

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(ウ) 債務保証(附則第3条)

政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契

約をすることができます。なお、当連結会計年度において保証契約の実績はなく、次期連結会計年度においてもその予定はありません。

(2) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金(高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。)を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております(第1条)。特措法には、高速道路会社による高速道路の整備等(第3条から第9条)、道路資産(道路(道路法第2条第1項に規定する道路を意味します。))を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。)を意味します。)等の帰属(第51条)等、当社に関連する事項が規定されております。

② 国土交通大臣による許可その他の規制事項

(ア) 高速道路の新設又は改築(第3条)

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。なお、料金の額については、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等の基準が定められております(第23条)。

(イ) 法令違反等に関する監督(第46条)

国土交通大臣は、高速道路会社が新設し、若しくは改築し、又は維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(以下「会社管理高速道路」といいます。)に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

(ウ) 料金に関する監督(第47条)

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

(エ) 道路の管理に関する勧告等(第48条)

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

③ その他の事項

(ア) 料金徴収の対象等(第24条)

国土交通大臣は、道路の通行又は利用が災害援助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不相当であると認められる車両について、料金を徴収しない車両として定めることができます。

(イ) 道路資産等の帰属(第51条)

高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

また、高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

なお、高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております(第1条)。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容(第13条)、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等(第15条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等(第16条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準(第17条)等が規定されております。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定を平成18年3月31日付けで締結しております(平成18年4月1日施行)。かかる協定は、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としており、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、協定に係る毎年度の料金収入の金額(以下「実績収入」といいます。)が、①あらかじめ協定において定められている計画収入(以下「計画収入」といいます。)の1%に相当する金額を加えた金額(以下「加算基準額」といいます。)を超えた場合には、協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、1%に相当する金額を減じた金額(以下「減算基準額」といいます。)を下回った場合には、協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、当連結会計年度までに一部変更された協定の内容は、以下のとおりであります。

協定変更日	協定一部変更の内容
平成18年9月21日	当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直しに伴い、平成18年度以降の貸付料を変更
平成19年3月22日	スマートインターチェンジ(IC)の本格導入に伴い、平成19年度以降の計画収入を変更
平成20年10月7日	「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日)」に基づく高速道路料金の引下げ等に伴い、平成20年度及び平成21年度の計画収入及び貸付料を変更
平成21年3月10日	「生活対策(平成20年10月30日)」及び「道路特定財源の一般財源化等について(平成20年12月8日)」に基づく高速道路料金の引下げ等に伴い、平成20年度以降の計画収入、平成20年度ないし平成29年度の貸付料並びに平成21年度の新設・改築費及び平成33年度以降の修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成21年3月26日	スマートICの本格導入に伴い、平成21年度以降の計画収入を変更
平成21年8月10日	関越自動車道等の暫定2車線区間の4車線化、一般国道47号(仙台北部道路)の一部区間の有料道路事業化及び地域活性化ICの整備等に伴い、平成22年度以降の計画収入及び貸付料並びに平成21年度ないし平成26年度の新設・改築費及び平成26年度以降の修繕費に係る債務引受限度額をそれぞれ変更
平成23年3月17日	「高速道路の当面の新たな割引について(平成23年2月16日)」に基づく高速道路料金の引下げ、さらには協定第16条第1項に基づくおおむね5年ごとの見直しに伴い、平成23年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費及び修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成23年6月6日	各種割引制度の変更及び一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の一部区間の有料道路事業化に伴い、平成23年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費及び修繕費に係る債務引受限度額を変更

また、当社及び機構は、関越自動車道新潟線(大泉ジャンクション～中央ジャンクション(仮称))の事業追加及び一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))の4車線化等に伴い、平成24年4月17日付けで協定の一部を変更しており、平成24年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額がそれぞれ変更されております。その詳細については、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 追加情報」及び「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 追加情報」に記載のとおりであります。

(2) 中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付けで業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

当該包括協定においては、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間で、平成17年10月1日付けで中日本高速道路㈱に設置された料金事務センターの運営に関し、平成19年4月1日付けで上記3社の出資により設立された㈱高速道路総合技術研究所の運営に関し、それぞれ個別協定を締結しております。

料金事務センターの運営に関する協定については、有効期間が平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、満了する3ヶ月前までに上記3社のいずれからも内容の変更の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とし、以後この例に従うとされており、現在平成25年3月31日まで有効となっております。

㈱高速道路総合技術研究所の運営に関する協定においては、上記3社が研究開発及び技術協力等の業務について㈱高速道路総合技術研究所と委託契約を締結することとされており、これに基づき上記3社及び㈱高速道路総合技術研究所の4社は平成19年4月2日付けで業務委託基本協定を締結しております。業務委託基本協定の有効期間は、平成19年4月2日から平成20年3月31日までとされておりますが、満了する1ヶ月前までに上記3社及び㈱高速道路総合技術研究所のいずれからも内容の変更の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とし、以後この例に従うとされており、現在平成25年3月31日まで有効となっております。

(3) 中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱との間で、5社が海外事業において連携又は共同して業務を行う際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成23年8月10日付けで海外事業の連携等に関する包括協定を締結しております。

これに基づき、上記5社の出資により、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理、その他高速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等の実施を目的とした日本高速道路インターナショナル㈱が平成23年9月1日付けで設立されました。

また、当該包括協定においては、業務の実施方法、費用負担等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、上記5社及び日本高速道路インターナショナル㈱の6社は、平成23年9月1日付けで、日本高速道路インターナショナル㈱の運営にあたり必要な事項を定める協定を締結し、さらに、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等に関し、上記5社又はその一部が、その業務の一部を日本高速道路インターナショナル㈱に対して業務委託する場合における方法等を定めた業務委託基本協定を同日付けで締結しております。

業務委託基本協定は、有効期間が平成23年9月1日から平成24年3月31日までとされておりますが、満了する1ヶ月前までに上記5社のいずれからも内容の変更の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とされており、現在平成25年3月31日まで有効となっております。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、「事業の効率化(コスト削減、ライフサイクルコストの最小化)に寄与するための技術開発」、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」及び「周辺環境並びに地球環境保全のための技術開発」であり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、592百万円であります。

また、当社、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、㈱高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご注意ください。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入を機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があります。かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクを想定し、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、冬季における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受の方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなります。当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱いは機構が行うこととなります。

また、道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条)。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得にかかる費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が見込まれる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で839,816百万円(前期比4.9%増)となりました。高速道路事業については、東日本大震災に伴う東北地方の高速道路無料措置等の影響により、料金収入に国からの減収補てん等を加えた額は、556,734百万円(同3.5%減)となる一方で、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき機構に帰属した資産の額が218,730百万円(同37.8%増)となったこと等により781,653百万円(同5.1%増)となりました。受託事業については、国及び地方公共団体の委託に基づく

工事が減少したこと等により17,152百万円(同26.1%減)、道路休憩所事業については、自動販売機の一部をネクセリア東日本(株)(連結子会社)による直営に変更したこと等により43,593百万円(同17.0%増)、その他については、カード事業における会員獲得手数料が減少したこと等により1,183百万円(同10.7%減)となりました。

② 営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で835,007百万円(前期比5.6%増)となりました。高速道路事業については、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき、機構に帰属した資産の額が増加により売上原価が増加するとともに、協定に基づく機構への賃借料が381,600百万円(同3.3%減)となったこと等により781,664百万円(同5.9%増)となり、受託事業については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が減少したこと等により17,262百万円(同25.4%減)、道路休憩所事業については、自動販売機の一部をネクセリア東日本(株)(連結子会社)による直営に変更したこと等により38,608百万円(同17.2%増)、その他については、カード事業における販売促進費が減少したこと等により1,289百万円(同12.5%減)となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は合計で4,808百万円(同50.4%減)となりました。その内訳は、高速道路事業が営業損失10百万円(前期は営業利益5,409百万円)、受託事業が営業損失109百万円(前期は営業利益74百万円)、道路休憩所事業が営業利益4,985百万円(前期比15.5%増)、その他が営業損失106百万円(前期比営業損失42百万円減)であります。

③ 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、持分法による投資利益1,177百万円及び土地物件貸付料339百万円等の計上により2,855百万円(前期比3.7%増)、営業外費用は支払利息277百万円等の計上により484百万円(同14.0%減)となりました。

④ 経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は7,179百万円(前期比39.6%減)となりました。

⑤ 特別損益

特別利益は、負ののれん発生益2,077百万円等の計上により2,215百万円(前期比29.8%増)となりました。

特別損失は、厚生年金基金特別掛金151百万円等の計上により505百万円(前期比特別損失485百万円減)となりました。

⑥ 当期純利益

法人税等を控除した当期純利益は4,515百万円(前期比42.0%減)となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、オペレーティング・リースとして処理し、当社の資産としては計上されておられません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額19,732百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額14,808百万円の設備投資を行いました。

道路休憩所事業については、当連結会計年度においては主に営業用建物等に総額3,324百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数のセグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、下記のとおりであります。

① 提出会社

(平成24年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
川口ジャンクション(JCT)他 410箇所等 (埼玉県川口市他)	高速道路 事業	料金徴収 施設等	33,791	55,464	— (—)	132	2,049	91,439	—
有珠山SA他273箇所 (北海道伊達市他)	道路休憩所 事業	休憩施設	19,911	425	71,494 (1,856)	—	48	91,879	—
日比谷自動車 駐車場 (東京都千代田区)	その他	有料駐車場	195	93	— (—) [11]	—	3	292	—
トラック ターミナル (宮城県名取市及び 福島県郡山市)	その他	トラック ターミナル	7	0	1,343 (115)	—	—	1,351	—
本社他18事業所 及び社宅等 (東京都千代田区 他)	全社 (共通)	本社、支社 及び社宅等	6,387	64	12,077 (1,448) [31]	191	697	19,418	1,374

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。
2. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間の賃借料は1,211百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
3. 休憩施設の建物等の一部17,067百万円を連結子会社であるネクセリア東日本㈱に賃貸しております。また、休憩施設の土地の一部8百万円(4千㎡)を関係会社以外の者に賃貸しております。
4. 日比谷自動車駐車場の土地を東京都から占用しており、年間の占用料は69百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。
5. トラックターミナルの土地の一部1,083百万円(102千㎡)を、東北高速道路ターミナル㈱に賃貸しております。
6. 料金所及び管理事務所の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しておりません。
7. 現在休止中の主要な設備はありません。
8. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は411百万円あります。
9. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

(平成24年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
㈱ネクスコ・ トール東北	本社他 15事業所 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	建物附属 設備等	36	—	27 (5) [1]	1	28	93	1,433
㈱ネクスコ・ トール関東	本社他 10事業所 (東京都 墨田区他)	高速道路 事業	工具器具 備品等	5	—	— (—) [0]	115	15	135	2,151
㈱ネクスコ・ トール北関東	本社他 12事業所 (東京都 荒川区他)	高速道路 事業	工具器具 備品等	4	16	— (—) [0]	34	7	63	1,457 (248)
㈱ネクスコ・ エンジニア リング北海道	本社他 7事業所 (札幌市 白石区他)	高速道路 事業	本社等	198	38	82 (1) [—]	4	20	343	245
㈱ネクスコ・ エンジニア リング東北	本社他 15事業所 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	47	—	— (—) [1]	303	63	414	434
㈱ネクスコ 東日本エンジ ニアリング	本社他 20事業所 (東京都 荒川区他)	高速道路 事業	事業所等	561	309	372 (7) [3]	456	205	1,906	906
㈱ネクスコ・ エンジニア リング新潟	本社他 6事業所 (新潟市 中央区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	81	2	— (—) [1]	156	46	286	226
㈱ネクスコ・ メンテナンス 北海道	本社他 6事業所 (札幌市 白石区他)	高速道路 事業	本社等	166	75	362 (9) [—]	23	16	644	320 (46)
㈱ネクスコ・ メンテナンス 東北	本社他 17事業所 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	153	166	51 (2) [—]	77	69	518	314
㈱ネクスコ・ メンテナンス 関東	本社他 14事業所 (東京都 足立区他)	高速道路 事業	事業所等	349	92	95 (2) [1]	189	53	780	285 (227)
㈱ネクスコ・ メンテナンス 新潟	本社他 4事業所 (新潟県 長岡市他)	高速道路 事業	本社等	360	27	74 (3) [1]	130	17	610	114 (40)
㈱ネクスコ 東日本 パトロール	本社他 16事業所 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	41	198	2 (0) [0]	—	6	249	639
㈱E-NEXCO パトロール	本社他 17事業所 (東京都 文京区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	13	59	— (—) [0]	—	11	84	159
㈱ネクスコ・ サポート 北海道	本社他 15事業所 (札幌市 厚別区他)	高速道路 事業	駐車場等	20	78	103 (0) [—]	6	6	214	925
㈱ネクスコ・ サポート新潟	本社他 8事業所 (新潟市 中央区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	10	48	— (—) [0]	—	3	62	144

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
(株)ネクスコ 東日本 トラスティ	本社他 37事業所 (東京都 港区他)	高速道路 事業	建物附属 設備等	57	0	— (—) [0]	33	0	91	341
ネクセリア 東日本(株)	本社他 9事業所 (東京都 港区他)	道路休憩所 事業	SA・PAの 建物等	2,552	173	6 (1) [3]	—	365	3,097	181 (104)
(株)ネクスコ 東日本 リテイル	本社 (東京都 千代田区)	道路休憩所 事業	建物附属 設備等	551	0	— (—) [1]	116	216	884	792 (939)
(株)盛岡セント ラルホテル	本社 (岩手県 盛岡市)	道路休憩所 事業	建物附属 設備等	3	—	— (—) [—]	—	3	6	36 (20)
(株)ネクスコ 東日本 ロジテム	本社他1事 業所 (東京都 文京区他)	道路休憩所 事業	建物附属 設備等	58	—	61 (0) [0]	23	2	147	13 (15)
(株)ネクスコ 東日本 エリア サポート	本社 (東京都 港区)	道路休憩所 事業 その他	事業所等	21	—	— (—) [0]	2	7	32	169

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。
2. 土地及び建物を賃借しており、年間の賃借料は754百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
3. 臨時従業員数は、〈 〉で外書きしております。なお、(株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、(株)ネクスコ・メンテナンス東北、(株)ネクスコ東日本パトロール、(株)E-NEXCOパトロール、(株)ネクスコ・サポート北海道、(株)ネクスコ・サポート新潟、(株)ネクスコ東日本トラスティ及び(株)ネクスコ東日本エリアサポートの臨時従業員数は、いずれも従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
4. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は85百万円であります。
5. 現在休止中の主要な設備はありません。
6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設等の計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 郡山料金所 他54箇所	福島県 郡山市他	高速道路 事業	料金所設備 (ETC)	5,466	957	自己資金 及び 借入金	平成22年 7月	平成26年 3月
当社 むかわ穂別料金所 他23箇所	北海道勇 払郡むか わ町他	高速道路 事業	料金所設備 (料金収受機械)	1,724	255	自己資金 及び 借入金	平成22年 8月	平成26年 3月
当社 守谷SA(上下線) 他2箇所	茨城県 守谷市他	道路休憩所 事業	営業用建物	7,462	136	自己資金 及び 借入金	平成24年 6月	平成29年 3月

(4) 設備の除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の除却等の計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円) (注) 1	除却等の 予定年月	除却等による 減少能力
当社 旧新潟支社 (注) 2	新潟市 西区	全社 (共通)	土地	512	平成26年 10月	—
当社 旧新潟支社	新潟市 西区	全社 (共通)	建物 構築物等	181	平成26年 10月	—

(注) 1. 平成24年3月31日現在。なお、建物及び構築物等の一部について廃止の意思決定を踏まえて当連結会計年度に実施した減損処理により減額した後の帳簿価額であります。

2. 平成23年11月15日付けで売買契約を締結した一部の土地については、平成24年度内に契約相手方への引渡しを予定しております。

2 【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、北海道横断自動車道等、総額175,727百万円の道路資産の新設、改築及び修繕等を行いました。

当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産は、総額218,730百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注) 1	道路資産価額 (百万円) (注) 2
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	久喜白岡JCT(新設)	平成23年 5 月	5,993
高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	鶴岡JCT(新設)	平成23年 7 月 及び平成24年 3 月	5,304
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内 釧路線	占冠PA(新設)	平成23年 9 月	700
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	富谷JCT(新設)	平成23年10月	529
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内 釧路線	北海道夕張市紅葉山から北海道 勇払郡占冠村シムカブ原野(新 設)	平成23年10月	122,860
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内 釧路線	由仁PA(新設)	平成23年10月	794
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名 寄線	北海道茅部郡森町字赤井川から 北海道二世郡八雲町東野(新設)	平成23年11月	24,343
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線	千葉県君津市三直から千葉県富 津市鶴岡(新設)	平成24年 3 月	1,182
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽 田から茨城県東茨城郡茨城町大 字小鶴(新設)	平成24年 3 月	5,612
高速自動車国道北関東自動車道	栃木県真岡市長田から茨城県桜 川市長方(新設)	平成24年 3 月	1,721
高速自動車国道関越自動車道上越線	佐久小諸JCT(新設)	平成24年 3 月	2,720
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市菖蒲町上大崎から 埼玉県久喜市下早見(新設)	平成23年 5 月	9,487
一般国道47号(仙台北部道路)	宮城県宮城郡利府町沢乙から宮 城県黒川郡富谷長穀田(新設)	平成23年10月	234
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道 路)	千葉県東金市丹尾から千葉県茂 原市石神(新設)	平成23年10月	262
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県比企郡川島町大字中山か ら埼玉県桶川市大字川田谷(新 設)	平成24年 3 月	457
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	茨城県つくば市市之台から茨城 県牛久市桂町谷(新設)	平成24年 3 月	418
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	茨城県牛久市桂町から茨城県稲 敷市沼田(新設)	平成24年 3 月	144
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線等	東日本高速道路株式会社が管理 する高速道路に係る高速道路利 便増進事業に関する計画(スマ ートIC)(改築)	平成23年 4 月、12月 及び平成24年 3 月	2,205
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	大衡IC(改築)	平成24年 3 月	56
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内 釧路線	本別IC(改築)	平成24年 3 月	61
一般国道47号(仙台北部道路)	利府JCT(改築)	平成24年 3 月	32

路線・区間等		帰属時期 (注) 1	道路資産価額 (百万円) (注) 2
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	平成23年6月、9月、12月及び平成24年3月	17,087
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	災害復旧	平成23年9月及び平成24年3月	16,520
合計			218,730

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。
2. 消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

協定に基づき当社が機構より借り受けている道路資産の内訳は次のとおりであり、当連結会計年度において機構へ支払った賃借料は381,600百万円であります。

(平成24年3月31日現在)

区分		年間賃借料(百万円)
全国路線網	高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	381,600
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線	
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内北見線	
	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	
	高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線	
	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線	
	高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	
	高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	
	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	
	高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	
	高速自動車国道関越自動車道新潟線	
	高速自動車国道関越自動車道上越線	
	高速自動車国道常磐自動車道	
	高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線	
	高速自動車国道東関東自動車道水戸線	
	高速自動車国道北関東自動車道	
	高速自動車国道中央自動車道長野線(安曇野市から千曲市まで(豊科ICを含まない。))	
	高速自動車国道北陸自動車道(新潟市から富山県下新川郡朝日町まで(朝日ICを含まない。))	
	高速自動車国道成田国際空港線	
	一般国道1号(横浜新道)	
	一般国道6号(東水戸道路)	
	一般国道6号(仙台東部道路)	
	一般国道7号(秋田外環状道路)	
	一般国道7号(琴丘能代道路)	
	一般国道13号(米沢南陽道路)	
	一般国道13号(湯沢横手道路)	
	一般国道14号(京葉道路)	
	一般国道16号(横浜横須賀道路)	
	一般国道16号(横浜新道)	
	一般国道16号(京葉道路)	
	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))	
	一般国道45号(百石道路)	
	一般国道47号(仙台北部道路)	
	一般国道126号(千葉東金道路)	
	一般国道127号(富津館山道路)	
	一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))	
一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))		
一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)		
一般国道466号(第三京浜道路)		
一般国道468号(横浜横須賀道路)		
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から成田市まで(あきる野ICを含む。))		
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)		

(注) 1. 賃借料は、上記の全国路線網に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。

2. 上記賃借料は、協定に基づき、当連結会計年度の料金収入の金額に応じ、34,419百万円が控除されております。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設の計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注) 2	既支払額 (百万円) (注) 3	着手 (注) 4	完了 (注) 5
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	67,794	8,195 [43,013]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線	357,913	13,521 [207,401]	昭和63年12月	平成33年3月
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び八戸線	56,543	7,633 [14,902]	平成6年9月	平成31年3月
高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線、酒田線及びいわき新潟線	27,397	1,719 [23,425]	平成5年12月	平成27年3月
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	18,087	75 [15,916]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	131,431	5,826 [—]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道関越自動車道新潟線及び上越線	53,716	3,344 [36,846]	昭和62年1月	平成28年3月
高速自動車国道常磐自動車道	217,064	86,626 [15,732]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び水戸線	945,414	139,545 [44,155]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道北関東自動車道	242,028	11,140 [214,408]	平成10年1月	平成28年3月
高速自動車国道北陸自動車道	9,571	4,679 [—]	平成14年4月	平成29年3月
一般国道14号及び16号(京葉道路)	26,733	1,100 [6,188]	平成7年3月	平成28年3月
一般国道47号(仙台北部道路)	7,590	48 [2,870]	平成21年9月	平成29年3月
一般国道126号(千葉東金道路)	20,679	1 [262]	平成12年7月	平成33年3月
一般国道127号(富津館山道路)	1,245	— [167]	平成14年9月	平成30年3月
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)	46,733	8,639 [8,264]	平成16年1月	平成25年3月
一般国道466号(第三京浜道路)	13,114	2,140 [—]	昭和62年12月	平成29年3月
一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)	281,920	8,377 [21,325]	平成3年12月	平成28年3月
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	250,965	4,358 [32,124]	昭和61年12月	平成27年3月
一般国道6号(仙台東部道路)	1,127	90 [—]	平成23年10月	平成25年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
 2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
 3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
 4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。
 5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続を経る必要があり、当該手続を終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
 6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において232,169百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で41,485百万円と見込んでおります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,000,000	105,000,000	非上場	株主としての権利内容に何ら制限のない株式 単元株式数は、100株であります。
計	105,000,000	105,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年10月1日	105,000,000	105,000,000	52,500	52,500	52,500	52,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社はその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。また、資本金に組み入れない額は、500円です。

(6) 【所有者別状況】

(平成24年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	2	—	—	—	—	—	—	2	—
所有株式数(単元)	1,049,999	—	—	—	—	—	—	1,049,999	100
所有株式数の割合(%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

(7) 【大株主の状況】

(平成24年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	104,952,251	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	47,749	0.04
計	—	105,000,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成24年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 104,999,900	1,049,999	株主としての権利内容に何ら制限のない株式
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	105,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,049,999	—

② 【自己株式等】

(平成24年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、当面の間は、財務体質を強化することを最優先課題の一つとし、配当等の社外流出を控え、可能な限り内部留保の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業以外の事業に係る内部留保金につきましては、SA・PAの新築・改築・改修や新規事業等への投資に用いる予定しております。なお、高速道路事業において生じた利益につきましては、前記「第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ①高速道路事業の特性について」をご参照ください。

なお、当社は、剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う旨を定款に定めております。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めておりません。

4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	廣 瀬 博	昭和19年8月23日生	昭和42年4月 住友化学工業株式会社(現住友化学株式会社)入社 平成19年6月 同社代表取締役専務執行役員 平成20年6月 同社代表取締役副社長執行役員 平成21年4月 同社代表取締役社長 平成23年4月 同社取締役副会長 平成24年6月 当社代表取締役社長(現在)	(注)1	—
取締役兼常務執行役員	—	斎 藤 伸 一	昭和26年5月9日生	昭和49年4月 日本道路公団入社 平成17年7月 同公団民営化総合企画局副局長 平成17年10月 当社執行役員人事部長 平成20年6月 当社常務取締役兼執行役員 平成22年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成23年4月 当社取締役兼常務執行役員経理財務本部長(現在)	(注)1	—
取締役兼常務執行役員	—	長 尾 哲	昭和24年12月9日生	昭和56年4月 日本道路公団入社 平成17年10月 当社本社調査役(本社付) 平成19年7月 当社執行役員建設事業部長 平成20年6月 当社執行役員管理事業部長 平成23年4月 当社常務執行役員管理事業本部長 平成23年6月 当社取締役兼常務執行役員管理事業本部長(現在)	(注)1	—
取締役兼常務執行役員	—	土 屋 彰 男	昭和27年6月21日生	昭和50年4月 建設省入省 平成14年7月 国土交通省中部地方整備局副局長 平成16年7月 同省河川局次長 平成17年10月 当社常務執行役員 平成23年4月 当社常務執行役員経営企画本部長 平成23年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画本部長(現在)	(注)1	—
取締役兼常務執行役員	—	山 内 泰 次	昭和28年5月20日生	昭和51年4月 日本道路公団入社 平成17年10月 当社管理事業部保全担当部長兼施設担当部長 平成19年3月 当社管理事業部保全・施設担当部長 平成20年6月 当社執行役員建設事業部長 平成23年4月 当社執行役員建設事業本部長 平成23年6月 当社取締役兼執行役員建設事業本部長 平成24年6月 当社取締役兼常務執行役員建設事業本部長(現在)	(注)1	—
取締役兼常務執行役員	—	鹿 島 幹 男	昭和26年9月17日生	昭和52年4月 日本道路公団入社 平成17年7月 同公団東日本会社移行本部関連事業部長兼本社調査役 平成17年10月 当社執行役員維持管理業務執行検討委員会事務局長 平成19年10月 当社執行役員東北支社長 平成23年4月 当社常務執行役員総務本部長 平成23年6月 当社取締役兼常務執行役員総務本部長(現在)	(注)1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	南波 廣 宣	昭和25年12月31日生	昭和49年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成18年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 中国本部長 平成19年4月 同社常務執行役員中国本部長 平成20年4月 同社常務執行役員東京本部長 平成22年4月 同社特別顧問 平成22年6月 当社監査役(常勤)(現在)	(注) 2	—
監査役 (常勤)	—	佐伯 博 三	昭和23年8月3日生	昭和49年4月 日本道路公団入社 平成17年8月 同公団東日本会社移行本部調査役(本部 付)兼本社調査役(本社付) 平成17年10月 当社執行役員関東支社長 平成19年4月 ㈱ネクスコ東日本パトロール代表取締役 社長 平成20年6月 ㈱ネクスコ・メンテナンス関東代表取締 役社長 平成23年6月 当社監査役(常勤)(現在)	(注) 3	—
監査役 (常勤)	—	秋山 和 美	昭和30年3月13日生	昭和53年4月 大蔵省入省 平成18年7月 財務省四国財務局長 平成19年6月 国税庁名古屋国税局長 平成20年6月 国土交通省大臣官房審議官(北海道局)兼 内閣官房内閣審議官 平成22年7月 財務省横浜税関長 平成23年6月 当社監査役(常勤)(現在)	(注) 4	—
監査役	—	清原 建	昭和39年9月24日生	平成4年4月 弁護士登録(友常木村見富法律事務所) 平成13年6月 レイサム東京法律事務所 平成15年12月 アシヤースト東京法律事務所パートナー 平成19年1月 ジョーンズ・デイ法律事務所パートナー 平成22年6月 当社監査役(現在)	(注) 2	—
計						—

- (注) 1. 平成24年3月期に係る定時株主総会での選任の時(平成24年6月28日)から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 平成22年3月期に係る定時株主総会での選任の時(平成22年6月28日)から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 平成23年3月期に係る定時株主総会での選任の時(平成23年6月27日)から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成23年3月期に係る定時株主総会での選任の時(平成23年6月27日)から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役南波廣宣氏、秋山和美氏及び清原建氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示等について適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(ア) 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、有価証券報告書提出日現在、取締役全員6名で構成され、監査役が出席し、取締役会規程に則り、月1回開催を原則として必要に応じ随時開催し、経営の方針、法令で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、必要と認められる事項について報告を受け、取締役の職務の執行を監督しております。当事業年度における取締役会の開催回数は16回であります。

(b) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。なお、委員の過半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。当事業年度におけるコンプライアンス委員会の開催回数は2回であります。

(c) CSR会議

当社は、CSR経営を進めるため、取締役全員を構成員とするCSR会議を設置し、社会的責任に係る活動方針の審議等を行っております。当該事業年度におけるCSR会議の開催日数は3回であります。

(d) リスク管理推進委員会

当社は、リスク管理推進委員会を設置し、各部門のリスクマネジメントに対するモニタリング及び助言、リスクマネジメントに係る社員への教育及び啓発活動等を行っております。当事業年度におけるリスク管理推進委員会の開催回数は1回であります。

(e) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名のうち3名が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務の執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。当事業年度における監査役会の開催回数は20回であります。

(イ) 会社の内部統制システムの整備状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について取締役会で決議(平成18年4月27日決議、平成24年3月16日最終改定)しており、その内容は次のとおりであります。

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。

高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然として対応し、

一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とする等、迅速かつ適切な対応ができる体制を整える。

事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整える。また、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取組むこととする。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要な業務執行に係る決議、報告を行う。

また、経営の監督機能と業務執行機能の明確な役割分担のもと、取締役会の決議に基づく代表取締役の定めた方針に従い業務を執行する体制を確立するとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。

内部監査の専属組織として、業務監査部を設置し、継続的な監査を実施する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

(f) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の経営管理に関する社内規則を定め、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整える。

また、グループ会社における内部統制体制について指導・支援を行い、その整備に努めるとともに、グループ会社の内部監査を定期的実施する。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設置する。

(h) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に所属する使用人については業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

(i) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとする。

(j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めることとする。

(ウ) 監査役監査及び内部監査の状況

当社は、監査役の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けております。監査役監査は、監査役からなる監査役会において定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等により厳正な監査を実施しております。監査役室所属従業員については、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については監査役と協議することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

また、当社は、内部監査部門として業務監査部を設置し、7名のスタッフを置いて社内規程に基づ

き内部監査を実施しております。監査結果は総務本部長に報告のうえ、さらに取締役会まで報告されます。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めております。また、取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を適時適切に報告しております。

(エ) 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、監査しやすい環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 大下内 徹	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 近藤 浩明	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 山下 康彦	新日本有限責任監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士11名及び会計士補等8名を主たる構成員とし、その他の補助者11名も加えて構成されております。

(オ) 社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について

当社の社外監査役3名と当社とは、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とする等、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け取組んでおります。

さらに、総務本部長を委員長とするリスク管理推進委員会を設置し、各部門のリスクマネジメントに対するモニタリング及び助言、リスクマネジメントに係る社員への教育及び啓発活動等の事務を所掌するとともに、毎事業年度、リスクマネジメントの現状を取締役に報告することとしております。

④ 取締役及び監査役に対する役員報酬

区分	支給人数	報酬等の額	備考
取締役	12人	167百万円	取締役の報酬額 年間200百万円以内 (平成17年9月21日開催の創立総会決議)
監査役	5人	56百万円	監査役の報酬額 年間70百万円以内 (平成17年9月21日開催の創立総会決議)

(注) 1. 取締役は、全員が社内取締役であります。

2. 上記の支給人数は、報酬等を支給した延べ人数を示しております。

3. 上記のほか、役員退職慰労引当金繰入額15百万円を計上しております。

4. 上記報酬の額には、第6期定時株主総会において退任した取締役2名に対して支給した退職慰労金12百万円及び監査役1名に対して支給した退職慰労金5百万円を含んでおります。

5. 上記報酬の額には、社外監査役4名に対する報酬等43百万円を含んでおります。

⑤ 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑦ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うことを目的とするものであります。

⑨ 会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記責任限定が認められるのは、社外監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)(注)1	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)(注)2	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	76	—	75	3
連結子会社	9	—	9	—
計	86	—	85	—

(注) 1. 当社が監査法人に委託した普通社債発行にかかるコンフォートレター作成業務他の対価10百万円を含んでおります。

2. 当社が監査法人に委託した普通社債発行にかかるコンフォートレター作成業務他の対価9百万円を含んでおります。

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際会計基準等検討業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。)に基づき作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)第2条の規定に基づき、同規則及び高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構や新日本有限責任監査法人が実施するセミナー等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,508	12,587
高速道路事業営業未収入金	84,887	77,401
未収入金	9,237	6,261
有価証券	38,173	21,101
仕掛道路資産	375,860	332,518
その他のたな卸資産	※2 4,161	※2 3,970
受託業務前払金	9,670	9,002
繰延税金資産	1,654	1,315
その他	7,035	7,661
貸倒引当金	△15	△16
流動資産合計	543,174	471,804
固定資産		
有形固定資産		
建物	38,775	41,379
減価償却累計額	△9,535	△11,015
建物（純額）	29,240	30,363
構築物	44,074	44,892
減価償却累計額	△7,712	△9,097
構築物（純額）	36,361	35,795
機械及び装置	101,210	105,283
減価償却累計額	△45,041	△54,536
機械及び装置（純額）	56,168	50,747
車両運搬具	17,584	21,340
減価償却累計額	△13,066	△15,145
車両運搬具（純額）	4,518	6,195
工具、器具及び備品	9,862	10,482
減価償却累計額	△5,964	△6,512
工具、器具及び備品（純額）	3,897	3,969
土地	86,013	86,301
リース資産	2,762	3,525
減価償却累計額	△1,010	△1,526
リース資産（純額）	1,752	1,999
建設仮勘定	2,156	1,991
有形固定資産合計	220,109	217,364
無形固定資産	10,375	10,313
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 18,706	※3 19,954
長期前払費用	1,490	1,594

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産	2,799	2,945
その他	3,650	3,677
貸倒引当金	△349	△307
投資その他の資産合計	26,297	27,864
固定資産合計	256,782	255,542
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	564	424
その他	13	6
繰延資産合計	577	430
資産合計	※1 800,534	※1 727,777
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	76,324	58,591
短期借入金	—	11,571
1年内返済予定の長期借入金	6,810	5,040
リース債務	605	695
未払金	26,462	28,575
未払法人税等	2,190	2,650
預り金	1,303	1,150
受託業務前受金	10,188	9,764
前受金	2,225	1,951
賞与引当金	3,742	3,905
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	173	143
回数券払戻引当金	34	29
災害損失引当金	281	—
その他	4,008	5,532
流動負債合計	134,351	129,602
固定負債		
道路建設関係社債	※1 374,328	※1 319,430
道路建設関係長期借入金	30,000	15,000
長期借入金	12,403	7,344
リース債務	1,243	1,425
受入保証金	6,941	7,923
退職給付引当金	68,358	70,819
ETCマイレージサービス引当金	7,250	6,616
その他の引当金	711	515
負ののれん	5,297	4,979
その他	214	145
固定負債合計	506,749	434,200
負債合計	641,101	563,802

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金	58,793	58,793
利益剰余金	48,189	52,705
株主資本合計	159,483	163,998
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△50	△24
その他の包括利益累計額合計	△50	△24
純資産合計	159,433	163,974
負債純資産合計	800,534	727,777

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
営業収益	800,392	839,816
営業費用		
道路資産賃借料	394,986	381,600
高速道路等事業管理費及び売上原価	334,438	393,782
販売費及び一般管理費	※2 61,257	※2 59,624
営業費用合計	※1 790,682	※1 835,007
営業利益	9,710	4,808
営業外収益		
受取利息	98	36
土地物件貸付料	358	339
持分法による投資利益	1,188	1,177
負ののれん償却額	318	318
その他	788	984
営業外収益合計	2,752	2,855
営業外費用		
支払利息	413	277
損害賠償金	42	150
その他	107	56
営業外費用合計	564	484
経常利益	11,898	7,179
特別利益		
負ののれん発生益	1,626	2,077
その他	80	138
特別利益合計	1,706	2,215
特別損失		
固定資産除却損	※3 432	※3 136
減損損失	※4 454	※4 124
厚生年金基金特別掛金	—	151
その他	104	93
特別損失合計	991	505
税金等調整前当期純利益	12,613	8,889
法人税、住民税及び事業税	4,856	4,022
法人税等調整額	△40	351
法人税等合計	4,816	4,374
少数株主損益調整前当期純利益	7,797	4,515
当期純利益	7,797	4,515

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	7,797	4,515
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△23	18
持分法適用会社に対する持分相当額	△1	7
その他の包括利益合計	△24	※1 25
包括利益	7,773	4,541
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	7,773	4,541
少数株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	52,500	52,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	52,500	52,500
資本剰余金		
当期首残高	58,793	58,793
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	58,793	58,793
利益剰余金		
当期首残高	40,392	48,189
当期変動額		
当期純利益	7,797	4,515
当期変動額合計	7,797	4,515
当期末残高	48,189	52,705
株主資本合計		
当期首残高	151,685	159,483
当期変動額		
当期純利益	7,797	4,515
当期変動額合計	7,797	4,515
当期末残高	159,483	163,998
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△25	△50
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△24	25
当期変動額合計	△24	25
当期末残高	△50	△24
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△25	△50
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△24	25
当期変動額合計	△24	25
当期末残高	△50	△24

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
純資産合計		
当期首残高	151,659	159,433
当期変動額		
当期純利益	7,797	4,515
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△24	25
当期変動額合計	7,773	4,540
当期末残高	159,433	163,974

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	12,613	8,889
減価償却費	20,328	22,129
減損損失	454	124
負ののれん発生益	△1,626	△2,077
持分法による投資損益 (△は益)	△1,188	△1,177
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,477	2,458
賞与引当金の増減額 (△は減少)	48	161
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△72	△41
受取利息及び受取配当金	△198	△47
支払利息	5,826	5,258
固定資産売却損益 (△は益)	△23	△79
固定資産除却損	1,396	1,390
売上債権の増減額 (△は増加)	△32,036	10,698
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △15,360	※2 43,612
仕入債務の増減額 (△は減少)	24,639	△13,308
その他	△8,157	2,305
小計	9,120	80,295
利息及び配当金の受取額	202	47
利息の支払額	△6,050	△5,234
法人税等の還付額	199	48
法人税等の支払額	△6,510	△4,857
営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,038	70,299
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,040	—
定期預金の払戻による収入	3,102	245
固定資産の取得による支出	△20,816	△21,726
固定資産の売却による収入	36	339
有価証券の売却による収入	250	—
投資有価証券の取得による支出	△99	0
投資有価証券の売却による収入	250	185
関係会社株式の取得による支出	—	△286
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※4 258	※4 1,378
営業譲受による支出	※3 △116	—
その他	△379	△103
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,556	△19,968

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	11,571
長期借入れによる収入	30,000	45,000
長期借入金の返済による支出	※2 △133,561	※2 △66,829
道路建設関係社債発行による収入	114,787	129,768
道路建設関係社債償還による支出	※2 △29,994	※2 △185,000
その他	△546	△688
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,315	△66,178
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3	△1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△40,913	△15,849
現金及び現金同等物の期首残高	91,323	50,409
現金及び現金同等物の期末残高	※1 50,409	※1 34,560

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 21社

連結子会社の名称

ネクセリア東日本(株)
(株)ネクスコ東日本リテイル
(株)ネクスコ東日本エリアサポート
(株)ネクスコ東日本ロジテム
(株)盛岡セントラルホテル
(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道
(株)ネクスコ・エンジニアリング東北
(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟
(株)ネクスコ・トール東北
(株)ネクスコ・トール関東
(株)ネクスコ・トール北関東
(株)ネクスコ・メンテナンス北海道
(株)ネクスコ・メンテナンス東北
(株)ネクスコ・メンテナンス関東
(株)ネクスコ・メンテナンス新潟
(株)ネクスコ東日本パトロール
(株)E-NEXCOパトロール
(株)ネクスコ・サポート北海道
(株)ネクスコ・サポート新潟
(株)ネクスコ東日本トラスティ

連結子会社のうち、(株)ネクスコ・サポート新潟については、当連結会計年度において(株)E-NEXCOパトロールによる新設分割により設立したことから、連結子会社を含めることとしております。

当連結会計年度において、自己株式の取得に伴う議決権比率の増加により新日本道路サービス(株)、北海道道路サービス(株)及び同社の子会社3社を連結の範囲に含めることといたしましたが、他の連結子会社との合併により消滅したため、連結子会社数から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社数 7社

会社等の名称

東京湾横断道路(株)

東北高速道路ターミナル(株)

(株)NEXCOシステムズ

(株)高速道路総合技術研究所

(株)NEXCO保険サービス

ハイウェイ・トール・システム(株)

日本高速道路インターナショナル(株)

持分法適用関連会社のうち、日本高速道路インターナショナル(株)については、当連結会計年度において新たに設立したことから、持分法適用関連会社に含めることとしております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法)を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	10年～60年
機械及び装置	5年～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

①道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

②創立費及び開業費

5年間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

④回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

⑤災害損失引当金

東日本大震災に伴う修繕費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。なお、当該修繕等が終了したため、当連結会計年度末における残高はありません。

⑥退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑦役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑧ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

⑨カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を適用しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なものについては、原因分析を行わず発生年度に全額償却しております。

なお、平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては、発生年度より実質的判断による見積年数で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「受入保証金」は、負債及び純資産額の合計額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に表示していた7,155百万円は、「受入保証金」6,941百万円、「その他」214百万円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「損害賠償金」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた150百万円は、「損害賠償金」42百万円、「その他」107百万円として組み替えております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(重要な契約の変更)

当社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を変更することを、平成24年3月16日開催の取締役会にて決議し、平成24年4月17日付で締結するとともに、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第6項の規定に基づき、国土交通大臣へ「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等」の事業変更許可申請を行い、平成24年4月20日付で許可を受けました。

なお、当該協定において、上信越自動車道(信濃町IC～上越JCT)4車線化、館山自動車道(木更津南JCT～富津竹岡IC)4車線化、三陸自動車道(仙塩道路)(仙台港北IC～利府中IC)4車線化、東京外環自動車道(中央JCT(仮称)～大泉JCT)及びスマートIC(4箇所)の新設を、事業として追加しております。

協定の相手	(独)日本高速道路保有・債務返済機構								
変更時期	平成24年4月17日								
変更内容	上信越自動車道(信濃町IC～上越JCT)4車線化、館山自動車道(木更津南JCT～富津竹岡IC)4車線化、三陸自動車道(仙塩道路)(仙台港北IC～利府中IC)4車線化、東京外環自動車道(中央JCT(仮称)～大泉JCT)及びスマートIC(4箇所)の新設に係る事業の追加並びに計画料金収入及び道路資産貸付料の減額								
変更による影響	<p>当該変更により、工事に要する費用に係る債務引受限度額が100,722百万円(税込)、平成22年度から平成62年度までの修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額が324,358百万円(税込)、それぞれ増額となっております。</p> <p>また、平成24年度から平成62年度までの協定における「計画料金収入の額」が1,548,033百万円(税込)、「道路資産の貸付料の額」が1,619,127百万円(税込)、それぞれ減額となっております。</p> <p>あわせて、この協定の変更内容を反映させた場合には、以下のとおりとなります。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>408,578百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>18,776,628百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,185,206百万円</td> </tr> </table>	道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額		1年内	408,578百万円	1年超	18,776,628百万円	合計	19,185,206百万円
道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額									
1年内	408,578百万円								
1年超	18,776,628百万円								
合計	19,185,206百万円								

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

前連結会計年度(平成23年3月31日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債375,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債100,000百万円の担保に供しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債320,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債215,000百万円の担保に供しております。

※2 その他のたな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
商品	369百万円	455百万円
未成工事支出金	1,189百万円	1,041百万円
原材料及び貯蔵品	2,603百万円	2,473百万円
計	4,161百万円	3,970百万円

※3 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券(株式)	17,646百万円	19,106百万円
(うち、共同支配企業に対する投資 の金額)	1,471百万円	1,821百万円

4 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	4,380,928百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構 4,285,597百万円
中日本高速道路(株)	12,172百万円	中日本高速道路(株) 8,552百万円
西日本高速道路(株)	275百万円	西日本高速道路(株) 54百万円
計	4,393,375百万円	計 4,294,204百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	18,771百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	15,019百万円

② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	31,200百万円	—	—百万円

③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	335,000百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	400,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が185,000百万円、道路建設関係長期借入金が60,000百万円それぞれ減少しております。

(連結損益計算書関係)

※1 研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
682百万円	592百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
給与手当	11,906百万円	12,336百万円
賞与引当金繰入額	657百万円	848百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	7,250百万円	6,616百万円
その他の引当金繰入額	57百万円	57百万円
利用促進費	22,168百万円	19,243百万円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物他	432百万円	136百万円

※4 減損損失

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

ゴミ焼却施設については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(454百万円)として計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
茨城県 日立市	ゴミ 焼却施設	建物	240
		機械及び装置	214

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社グループは、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

支社社屋、料金徴収施設及び休憩施設については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(124百万円)として計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
新潟市 西区	支社社屋	建物	61
		構築物	1
		機械及び装置	4
		工具、器具及び備品	1
仙台市 宮城野区	料金徴収施設	構築物	0
		機械及び装置	37
		工具、器具及び備品	0
千葉県 市川市	休憩施設	建物	13
		工具、器具及び備品	1
		ソフトウェア	0

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	7百万円
組替調整額	10百万円
税効果調整前	18百万円
税効果額	一百万円
その他有価証券評価差額金	18百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	
当期発生額	7百万円
その他の包括利益合計	25百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	12,508百万円	12,587百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△272百万円	△27百万円
MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー(有価証券)	38,173百万円	20,999百万円
売戻条件付現先(流動資産-その他)	－百万円	999百万円
現金及び現金同等物	50,409百万円	34,560百万円

※2 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、道路建設関係社債償還による支出△29,994百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△29,994百万円であります。また、長期借入金の返済による支出△133,561百万円には、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△125,000百万円が含まれております。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)△15,360百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額158,648百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、道路建設関係社債償還による支出△185,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△185,000百万円であります。また、長期借入金の返済による支出△66,829百万円には、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△60,000百万円が含まれております。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)43,612百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額218,730百万円が含まれております。

※3 事業譲受により増加した資産の主な内訳

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社の連結子会社である(株)ネクスコ東日本ロジテムが営業及び資産を譲受けたこと等により増加した資産の主な内訳は次のとおりであります。

流動資産	38百万円
固定資産	78百万円
資産合計	116百万円

※4 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内容

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価格と取得による収入及び支出(純額)との関係は次のとおりであります。

(1) 奥羽道路サービス(株)

(平成22年4月1日現在)

流動資産	1,329百万円
固定資産	377百万円
流動負債	△34百万円
固定負債	△27百万円
負ののれん発生益	△1,592百万円
既所有分	△25百万円
段階取得に係る差損	11百万円
株式の取得原価	38百万円
現金及び現金同等物	△319百万円
差引：取得による収入	281百万円

(2) (株)NRM

(平成22年4月1日現在)

流動資産	54百万円
固定資産	29百万円
流動負債	△15百万円
負ののれん発生益	△6百万円
株式の取得原価	63百万円
現金及び現金同等物	△49百万円
差引：取得による支出	△13百万円

(3) 株盛岡セントラルホテル

(平成22年4月1日現在)

流動資産	57百万円
固定資産	22百万円
流動負債	△21百万円
負ののれん発生益	△27百万円
<hr/>	
株式の取得原価	31百万円
現金及び現金同等物	△22百万円
<hr/>	
差引：取得による支出	△9百万円

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価格と取得による収入及び支出(純額)との関係は次のとおりであります。

(1) 新日本道路サービス(株)

(平成24年1月31日現在)

流動資産	1,226百万円
固定資産	42百万円
流動負債	△11百万円
固定負債	△2百万円
負ののれん発生益	△1,244百万円
既所有分	△3百万円
段階取得に係る差益	△5百万円
<hr/>	
株式の取得原価	1百万円
現金及び現金同等物	△1,195百万円
<hr/>	
差引：取得による収入	1,194百万円

(2) 北海道道路サービス(株)及び同社子会社3社

(平成24年3月30日現在)

流動資産	662百万円
固定資産	476百万円
流動負債	△262百万円
固定負債	一百万円
負ののれん発生益	△832百万円
既所有分	△31百万円
段階取得に係る差益	△12百万円
<hr/>	
株式の取得原価	一百万円
現金及び現金同等物	△184百万円
<hr/>	
差引：取得による収入	184百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	850	708	142
車両運搬具	163	121	42
ソフトウェア	17	10	6
合計	1,031	840	191

※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	106	104	2
車両運搬具	152	134	18
ソフトウェア	17	13	3
合計	276	252	23

※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	166	18
1年超	24	5
合計	191	23

※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
支払リース料	279	190
リース資産減損勘定の取崩額	0	—
減価償却費相当額	278	190

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (平成24年 3月 31日)
1年内	378,931	413,490
1年超	20,523,706	20,313,741
合計	20,902,638	20,727,232

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (平成24年 3月 31日)
1年内	749	918
1年超	399	883
合計	1,148	1,802

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

前連結会計年度（平成23年3月31日）

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産(以下単に「高速道路資産」といいます。)に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達しております。また、短期的な運転資金を金融機関からの借入により調達しております。

一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金のうち、短期借入金は運転資金を目的とした資金調達であり、長期借入金及び社債高速道路資産の建設等を目的とした資金調達であります。変動金利により調達した借入金は、金利変動リスクがあるが、長期借入金の満期までの期間が3年程度と比較的短期であり金利変動リスクは限定的であるため、デリバティブは利用しておりません。

また、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合があります。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産(以下単に「高速道路資産」といいます。)に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達しております。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達しております。

一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入及び社債のうち、短期に係るものは運転資金等を目的とした資金調達であり、長期に係るものは高速道路資産の建設等を目的とした資金調達であります。変動金利により調達した借入金は、金利変動リスクがあるが、長期借入金の満期までの期間が3年程度と比較的短期であり金利変動リスクは限定的であるため、デリバティブは利用しておりません。また、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

なお、当連結会計年度末における短期借入金の残高は、上記の運転資金を目的とした借入に係るものではなく、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第5号に基づく高速道路の災害復旧を目的とした無利息の短期借入に係るものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合があります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1)現金及び預金	12,508	12,508	—
(2)高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	84,887 △15		
	84,872	84,872	—
(3)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	38,099	38,097	△2
②その他有価証券	794	794	—
資産計	136,275	136,272	△2
(1)高速道路事業営業未払金	76,324	76,324	—
(2)未払金	26,462	26,462	—
(3)道路建設関係社債	374,328	388,245	13,917
(4)道路建設関係長期借入金	30,000	30,000	—
(5)長期借入金	19,214	19,566	352
負債計	526,330	540,599	14,269

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1)現金及び預金	12,587	12,587	—
(2)高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	77,401 △16		
	77,385	77,385	—
(3)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	21,099	21,100	0
②その他有価証券	561	561	—
資産計	111,634	111,635	0
(1)高速道路事業営業未払金	58,591	58,591	—
(2)短期借入金	11,571	11,571	—
(3)未払金	28,575	28,575	—
(4)道路建設関係社債	319,430	335,752	16,321
(5)道路建設関係長期借入金	15,000	15,000	—
(6)長期借入金	12,385	12,576	190
負債計	445,554	462,066	16,512

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

前連結会計年度（平成23年3月31日）

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金並びに(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

(4) 道路建設関係長期借入金並びに(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き算定する方法によっております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 短期借入金並びに(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

(5) 道路建設関係長期借入金並びに(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	17,985	19,393

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,123	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	84,887	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	—	—	—	—
満期保有目的の債券(その他)	38,000	100	—	—
その他の有価証券のうち満期があるもの(その他)	—	100	—	150
合計	134,010	200	—	150

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,047	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	77,401	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	—	—	—	—
満期保有目的の債券(その他)	21,000	100	—	—
その他の有価証券のうち満期があるもの(その他)	100	—	—	150
合計	109,548	100	—	150

(注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成23年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	25,000	90,000	—	60,000	200,000
長期借入金	6,810	5,042	35,045	2,264	4	46
合計	6,810	30,042	125,045	2,264	60,004	200,046

当連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	—	60,000	60,000	80,000	120,000
長期借入金	5,040	5,043	17,263	3	3	30
合計	5,040	5,043	77,263	60,003	80,003	120,030

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
国債・地方債等	99	97	△2
社債	—	—	—
その他	38,000	38,000	—
小計	38,099	38,097	△2
合計	38,099	38,097	△2

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
国債・地方債等	99	100	0
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	99	100	0
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	20,999	20,999	△0
小計	20,999	20,999	△0
合計	21,099	21,100	0

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	30	26	3
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	114	109	4
小計	144	135	8
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	62	87	△24
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	102	103	△1
その他	149	149	—
その他	335	350	△14
小計	650	691	△41
合計	794	827	△32

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	36	32	4
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	107	101	6
小計	144	133	10
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	63	82	△19
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	101	103	△2
その他	149	149	—
その他	103	106	△3
小計	417	442	△25
合計	561	576	△14

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	103	24	15
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	126	—	32
その他	—	—	—
その他	338	—	5
合計	567	24	53

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	160	35	1
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	225	—	25
合計	385	35	26

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、主に確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

・要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)
年金資産の額	347,703	200,504
年金財政計算上の給付債務の額	377,194	217,370
差引額	△29,491	△16,865

(注)なお、上記については入手可能な直近時点(前連結会計年度は平成22年3月31日現在、当連結会計年度は平成23年3月31日現在)の情報に基づき作成しております。

(2) 制度全体に占める当社グループの給与総額割合

前連結会計年度 3.66% (自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当連結会計年度 5.94% (自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(注)なお、上記については入手可能な直近時点(前連結会計年度は平成22年3月31日現在、当連結会計年度は平成23年3月31日現在)の情報に基づき作成しております。

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、資産評価調整加算額(前連結会計年度△13,216百万円、当連結会計年度△1,670百万円)、未償却過去勤務債務残高(前連結会計年度△17,899百万円、当連結会計年度△7,094百万円)、剰余金・不足金等(前連結会計年度1,624百万円、当連結会計年度△8,100百万円)であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は平成28年3月まで及び20年以内の元利均等償却であります。当社グループは、当期の連結財務諸表上、特別掛金を前連結会計年度519百万円、当連結会計年度498百万円費用処理しております。また、当連結会計年度、一部の連結子会社において、厚生年金基金からの脱退等に伴い発生した特別掛金151百万円を、厚生年金基金特別掛金として特別損失に計上しております。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)
イ. 退職給付債務	△109,549	△112,451
ロ. 年金資産	33,470	34,812
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△76,078	△77,639
ニ. 未認識数理計算上の差異	8,031	7,082
ホ. 未認識過去勤務債務(債務の減額)	△312	△262
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△68,358	△70,819
ト. 前払年金費用	—	—
チ. 退職給付引当金(ヘ+ト)	△68,358	△70,819

(注)一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) (百万円)
イ. 勤務費用(注)	4,131	4,161
ロ. 利息費用	2,081	2,097
ハ. 期待運用収益	△304	△421
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	861	1,048
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	△43	△37
ヘ. 臨時に支払った割増退職金	—	43
ト. 厚生年金基金特別掛金	—	151
チ. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	6,726	7,043

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、イ. 勤務費用に計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
イ. 割引率	0.53～2.5%	0.29～2.5%
ロ. 期待運用収益率	0.0～2.5%	0.0～2.5%
ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	主として期間定額基準	主として期間定額基準
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	1～18年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による、主として定率法により按分した額を費用処理しております。)	1～18年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による、主として定率法により按分した額を費用処理しております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	1～14年 (発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による、主として定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	1～13年 (発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による、主として定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,545百万円	1,544百万円
退職給付引当金	27,510百万円	25,064百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,933百万円	2,342百万円
その他	4,503百万円	5,468百万円
繰延税金資産小計	36,493百万円	34,420百万円
評価性引当額	△32,005百万円	△29,916百万円
繰延税金資産合計	4,488百万円	4,503百万円
繰延税金負債		
その他	34百万円	268百万円
繰延税金負債合計	34百万円	268百万円
繰延税金資産の純額	4,453百万円	4,235百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産額の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	1,654百万円	1,315百万円
固定資産－繰延税金資産	2,799百万円	2,945百万円
流動負債－繰延税金負債	—	—
固定負債－その他	0百万円	25百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.5%	40.5%
(調整)		
評価性引当額	8.8%	18.1%
持分法による投資利益	△3.8%	△5.4%
負ののれん発生益	△5.2%	△9.5%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	3.8%
その他	△2.1%	1.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.2%	49.2%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の40.5%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.8%、平成27年4月1日以降のものについては35.4%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が334百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設(土地を含む)等を有しております。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものであります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	1,494
		期中増減額	484
		期末残高	1,978
	期末時価	1,978	1,958
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	81,156
		期中増減額	320
		期末残高	81,476
	期末時価	81,476	80,393

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、三芳PA(上り)への投資(587百万円)であります。

当連結会計年度の主な減少は、賃貸用商業施設の直営化(2,646百万円)によるものであります。

(注3) 各連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
賃貸等不動産	賃貸収益	126	134
	賃貸費用	47	69
	差額	78	65
	その他(売却損益等)	—	—
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	賃貸収益	17,846	20,081
	賃貸費用	13,237	15,474
	差額	4,609	4,606
	その他(売却損益等)	325	54

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「高速道路」、「受託」及び「道路休憩所」を報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれない事業は「その他」の区分に集約しております。

各報告セグメント及び「その他」の区分の主な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要内容
高速道路	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他	駐車場事業、トラックターミナル事業等

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は一般の取引条件と同様に決定しております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	調整額 (百万円) (注)2	連結財務諸表 計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
売上高							
外部顧客への売上高	738,637	23,214	37,217	799,069	1,322	—	800,392
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,387	—	37	4,425	2	△4,427	—
計	743,025	23,214	37,255	803,494	1,325	△4,427	800,392
セグメント利益又は損失(△)	5,409	74	4,316	9,801	△148	58	9,710
セグメント資産	605,220	15,488	109,543	730,252	3,163	67,118	800,534
その他の項目							
減価償却費	16,152	—	2,052	18,205	106	2,015	20,328
持分法適用会社への投資	17,270	—	—	17,270	376	—	17,646
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	19,309	—	4,902	24,212	287	3,046	27,546

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。
2. (1)セグメント利益の調整額58百万円は、セグメント間取引消去であります。
 (2)セグメント資産の調整額67,118百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産82,826百万円及びセグメント間消去△15,708百万円が含まれております。
 (3)減価償却費の調整額2,015百万円は、全社資産の減価償却費であります。
 (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,046百万円は、全社資産の増加額であります。
3. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	調整額 (百万円) (注)2	連結財務諸表 計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
売上高							
外部顧客への売上高	777,963	17,152	43,521	838,637	1,178	—	839,816
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,690	—	72	3,762	4	△3,766	—
計	781,653	17,152	43,593	842,399	1,183	△3,766	839,816
セグメント利益又は損失(△)	△10	△109	4,985	4,865	△106	49	4,808
セグメント資産	557,836	11,378	112,132	681,348	3,436	42,992	727,777
その他の項目							
減価償却費	17,507	—	2,227	19,735	122	2,271	22,129
持分法適用会社への投資	18,451	—	—	18,451	655	—	19,106
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	15,740	—	3,926	19,666	140	1,540	21,348

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。
2. (1)セグメント利益の調整額49百万円は、セグメント間取引消去であります。
 (2)セグメント資産の調整額42,992百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産63,887百万円及びセグメント間消去△20,895百万円が含まれております。
 (3)減価償却費の調整額2,271百万円は、全社資産の減価償却費であります。
 (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,540百万円は、全社資産の増加額であります。
3. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	159,037	高速道路

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	218,915	高速道路

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	—	—	454	454	—	—	454

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円) (注)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	38	—	16	54	—	69	124

(注) 報告セグメントに帰属しない支社社屋であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
当期償却額	259	—	58	318	—	—	318
当期末残高	4,244	—	1,053	5,297	—	—	5,297

(注) 当期償却額及び当期末残高は全て負ののれん償却額と負ののれん期末残高となっております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
当期償却額	259	—	58	318	—	—	318
当期末残高	3,984	—	994	4,979	—	—	4,979

(注) 当期償却額及び当期末残高は全て負ののれん償却額と負ののれん期末残高となっております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
負ののれん発生益	6	—	1,620	1,626	—	—	1,626

負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要

高速道路：(株)NRMの子会社化によるものであります。

道路休憩所：主として奥羽道路サービス(株)の子会社化によるものであります。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
負ののれん発生益	2,077	—	—	2,077	—	—	2,077

負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要

高速道路：新日本道路サービス(株)、北海道道路サービス(株)及び同社子会社3社の子会社化によるものであります。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	—	国土交通行政	(被所有)直接 99.9%	役員の兼任 転籍 道路の新設 等の受託等	受託業務前 受金の受入 (注1、注 2)	11,676	受託業務前 受金	7,388

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。
2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	—	国土交通行政	(被所有)直接 99.9%	役員の兼任 転籍 道路の新設 等の受託等	受託業務前 受金の受入 (注1、注 2)	16,997	受託業務前 受金	8,176

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。
2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,983,550	高速道路に係る道路の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	394,986	高速道路事業営業未収入金	26,967
									高速道路事業営業未払金	42,314
						道路資産及び債務の引渡等	道路資産完成高	158,648	高速道路事業営業未収入金	18,378
							債務の引渡及び債務保証(注1)		155,000	—
						借入金等の連帯債務	債務保証(注2)	4,380,928	—	—
							債務保証(注3)		229,971	—
	当社借入に対する債務被保証(注4)	19,214	—	—						
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	中日本高速道路㈱	愛知県名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注2)	12,172	—	—
							当社借入に対する債務被保証(注4)	19,214	—	—
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区	47,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	なし	借入金の連帯債務	当社借入に対する債務被保証(注4)	19,214	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前連結会計年度までに引き渡した額のうち、18,771百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と、211,200百万円については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、それぞれ連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	5,114,374	高速道路に係る道路の保有及び貸付、承継の返済等	なし	道路資産との関係	道路資産の借受	381,600	高速道路事業営業未収入金	8,539	
									高速道路事業営業未払金	37,048	
							道路資産及び債務の引渡等	218,730	高速道路事業営業未収入金	2,601	
								245,000	—	—	
							借入金等の連帯債務	債務保証(注2)	4,285,597	—	—
								債務保証(注3)	170,019	—	—
	当社借入に対する債務被保証(注4)	12,385	—	—							
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	中日本高速道路㈱	愛知県名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注2)	8,552	—	—	
									当社借入に対する債務被保証(注4)	12,385	—
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区	47,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	なし	借入金の連帯債務	当社借入に対する債務被保証(注4)	12,385	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前連結会計年度までに引き渡した額のうち、15,019百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と、155,000百万円については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、それぞれ連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社である東京湾横断道路(株)を含む、すべての持分法適用関連会社(7社)の要約財務情報は以下の通りであります。

流動資産合計	499,137百万円
固定資産合計	9,406百万円
流動負債合計	45,097百万円
固定負債合計	359,863百万円
純資産合計	103,587百万円
売上高	27,416百万円
税引前当期純利益	676百万円
当期純利益	320百万円

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,518.40円	1,561.66円
1株当たり当期純利益金額	74.26円	43.00円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	7,797	4,515
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	7,797	4,515
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	159,433	163,974
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
(うち新株予約権)	—	—
(うち少数株主持分)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	159,433	163,974
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	105,000	105,000

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東日本高速道路(株)	政府保証第1回 東日本高速道路債	平成17年 11月25日	39,976	39,982	1.60	有	平成27年 11月25日
東日本高速道路(株)	政府保証第2回 東日本高速道路債	平成17年 12月21日	19,992	19,994	1.50	有	平成27年 12月21日
東日本高速道路(株)	政府保証第3回 東日本高速道路債	平成18年 5月23日	30,000	30,000	2.00	有	平成28年 5月23日
東日本高速道路(株)	政府保証第4回 東日本高速道路債	平成18年 6月27日	19,917	19,933	1.90	有	平成28年 6月27日
東日本高速道路(株)	政府保証第5回 東日本高速道路債	平成18年 8月25日	19,957	19,965	2.00	有	平成28年 8月25日
東日本高速道路(株)	政府保証第6回 東日本高速道路債	平成18年 11月24日	9,966	9,972	1.80	有	平成28年 11月24日
東日本高速道路(株)	政府保証第7回 東日本高速道路債	平成19年 8月24日	9,990	9,992	1.90	有	平成29年 8月24日
東日本高速道路(株)	政府保証第8回 東日本高速道路債	平成19年 9月21日	9,951	9,959	1.70	有	平成29年 9月21日
東日本高速道路(株)	政府保証第9回 東日本高速道路債	平成19年 10月25日	9,987	9,989	1.80	有	平成29年 10月25日
東日本高速道路(株)	政府保証第10回 東日本高速道路債	平成19年 12月21日	9,960	9,966	1.50	有	平成29年 12月21日
東日本高速道路(株)	政府保証第11回 東日本高速道路債	平成20年 2月27日	10,000	10,000	1.60	有	平成30年 2月27日
東日本高速道路(株)	政府保証第12回 東日本高速道路債	平成20年 3月26日	9,944	9,952	1.40	有	平成30年 3月26日
東日本高速道路(株)	政府保証第13回 東日本高速道路債	平成20年 10月21日	9,988	9,990	1.60	有	平成30年 10月19日
東日本高速道路(株)	政府保証第14回 東日本高速道路債	平成20年 12月24日	9,950	9,956	1.40	有	平成30年 12月21日
東日本高速道路(株)	政府保証第15回 東日本高速道路債	平成21年 2月25日	19,874	19,890	1.30	有	平成31年 2月25日
東日本高速道路(株)	政府保証第16回 東日本高速道路債	平成21年 3月26日	9,944	9,951	1.30	有	平成31年 3月26日
東日本高速道路(株)	政府保証第17回 東日本高速道路債	平成21年 11月26日	9,927	9,935	1.40	有	平成31年 11月26日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第7回社債	平成22年 5月19日	25,000	—	0.311	有	平成25年 3月19日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第8回社債	平成22年 7月27日	25,000	—	0.265	有	平成25年 6月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第9回社債	平成22年 11月26日	30,000	—	0.308	有	平成25年 9月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第10回社債	平成23年 1月27日	15,000	—	0.343	有	平成25年 12月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第11回社債	平成23年 3月9日	20,000	—	0.419	有	平成26年 3月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第15回社債	平成23年 12月5日	—	30,000	0.343	有	平成26年 12月19日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第16回社債	平成24年 2月8日	—	30,000	0.358	有	平成27年 3月20日
合計	—	—	374,328	319,430	—	—	—

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は185,000百万円(額面)であります。

2. 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	60,000	60,000	80,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	11,571	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	6,810	5,040	1.64	—
1年以内に返済予定のリース債務	605	695	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	42,403	22,344	0.94	平成25年9月～ 平成45年2月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,243	1,425	—	平成25年4月～ 平成30年3月
その他有利子負債 建設協力預り金(1年以内返済予定)	0	—	—	—
その他有利子負債 建設協力預り金(1年以内に返済予定のものを除く。)	0	—	—	—
合計	51,064	41,077	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 当期末の短期借入金11,571百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条1項第5号に基づく無利息の借入金であります。
3. リース債務は、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率を記載しておりません。
4. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)のうち、15,000百万円は道路建設関係長期借入金であります。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した長期借入金の金額の合計額は60,000百万円であります。
6. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	5,043	17,263	3	3
リース債務	493	416	277	187
その他有利子負債	—	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,338	10,207
高速道路事業営業未収入金	84,890	77,403
未収入金	8,268	5,263
有価証券	38,000	20,999
仕掛道路資産	376,611	333,608
商品	13	10
原材料	1,022	820
貯蔵品	826	830
受託業務前払金	9,709	9,032
前払金	414	206
前払費用	277	238
繰延税金資産	720	296
その他の流動資産	6,748	6,668
貸倒引当金	△15	△16
流動資産合計	537,826	465,569
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,804	1,821
減価償却累計額	△439	△533
建物（純額）	1,364	1,287
構築物	37,975	38,312
減価償却累計額	△4,774	△5,808
構築物（純額）	33,200	32,504
機械及び装置	99,988	103,680
減価償却累計額	△44,264	△53,652
機械及び装置（純額）	55,723	50,028
車両運搬具	15,870	19,326
減価償却累計額	△12,010	△13,890
車両運搬具（純額）	3,859	5,436
工具、器具及び備品	6,013	6,163
減価償却累計額	△3,882	△4,113
工具、器具及び備品（純額）	2,131	2,049
土地	0	0
リース資産	181	194
減価償却累計額	△14	△61
リース資産（純額）	166	132
建設仮勘定	1,440	1,215
有形固定資産合計	97,886	92,655
無形固定資産	4,153	4,373
高速道路事業固定資産合計	102,039	97,028

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	23,004	24,000
減価償却累計額	△5,036	△6,213
建物（純額）	17,967	17,786
構築物	5,430	5,870
減価償却累計額	△2,471	△2,795
構築物（純額）	2,959	3,074
機械及び装置	1,261	1,266
減価償却累計額	△649	△747
機械及び装置（純額）	611	519
工具、器具及び備品	163	168
減価償却累計額	△96	△112
工具、器具及び備品（純額）	67	55
土地	73,195	72,975
建設仮勘定	278	332
有形固定資産合計	95,079	94,744
無形固定資産	112	105
関連事業固定資産合計	95,191	94,850
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	8,573	8,847
減価償却累計額	△2,439	△2,714
建物（純額）	6,133	6,132
構築物	668	662
減価償却累計額	△383	△408
構築物（純額）	285	254
機械及び装置	139	136
減価償却累計額	△59	△71
機械及び装置（純額）	79	64
車両運搬具	1	1
減価償却累計額	△1	△1
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	1,353	1,322
減価償却累計額	△525	△624
工具、器具及び備品（純額）	827	697
土地	12,153	12,077
リース資産	819	850
減価償却累計額	△453	△659
リース資産（純額）	365	191
建設仮勘定	44	39
有形固定資産合計	19,888	19,457
無形固定資産	5,418	4,914
各事業共用固定資産合計	25,307	24,371

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	115	114
有形固定資産合計	115	114
その他の固定資産合計	115	114
投資その他の資産		
関係会社株式	14,452	14,978
投資有価証券	35	35
長期貸付金	111	78
長期前払費用	1,433	1,550
その他の投資等	1,950	2,086
貸倒引当金	△335	△293
投資その他の資産合計	17,647	18,436
固定資産合計	240,301	234,800
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	564	424
繰延資産合計	564	424
資産合計	※1 778,692	※1 700,794
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	※2 92,796	※2 76,283
短期借入金	—	11,571
1年内返済予定の長期借入金	6,810	5,040
リース債務	260	198
未払金	※2 16,739	※2 15,261
未払費用	1,402	1,322
未払法人税等	989	919
預り連絡料金	761	214
預り金	※2 17,414	※2 19,401
受託業務前受金	10,188	9,764
前受金	2,228	1,951
前受収益	1	7
賞与引当金	1,527	1,519
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	173	143
回数券払戻引当金	34	29
災害損失引当金	281	—
その他の流動負債	368	1,198
流動負債合計	151,979	144,827
固定負債		
道路建設関係社債	※1 374,328	※1 319,430
道路建設関係長期借入金	30,000	15,000
その他の長期借入金	12,403	7,344
リース債務	297	141
受入保証金	3,495	4,042

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金負債	—	24
退職給付引当金	61,408	63,023
役員退職慰労引当金	23	21
ETCマイレージサービス引当金	7,250	6,616
カードポイントサービス引当金	538	356
資産除去債務	117	120
その他の固定負債	75	0
固定負債合計	489,939	416,121
負債合計	641,919	560,949
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	52,500
その他資本剰余金	6,293	6,293
資本剰余金合計	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	15,437	16,857
繰越利益剰余金	10,042	11,694
利益剰余金合計	25,479	28,551
株主資本合計	136,773	139,845
純資産合計	136,773	139,845
負債・純資産合計	778,692	700,794

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	558,777	528,043
道路資産完成高	158,648	218,730
その他の売上高	18,975	29,138
営業収益合計	736,401	775,913
営業費用		
道路資産賃借料	394,986	381,600
道路資産完成原価	158,648	218,730
管理費用	179,663	177,549
営業費用合計	※1 733,298	※1 777,881
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 (△)	3,103	△1,968
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	23,214	17,152
休憩所等事業収入	10,357	10,431
その他の事業収入	1,325	1,183
営業収益合計	34,897	28,767
営業費用		
受託業務事業費	23,139	17,262
休憩所等事業費	7,841	7,966
その他の事業費用	1,474	1,289
営業費用合計	32,455	26,517
関連事業営業利益	2,441	2,249
全事業営業利益	5,544	281
営業外収益		
受取利息	15	5
有価証券利息	57	15
受取配当金	※2 602	※2 4,356
土地物件貸付料	311	291
雑収入	406	518
営業外収益合計	1,392	5,187
営業外費用		
支払利息	449	303
社債利息	—	5
損害賠償金	42	150
雑損失	39	26
営業外費用合計	531	485
経常利益	6,404	4,983

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※3 23	※3 76
特別利益合計	23	76
特別損失		
固定資産除却損	※4 405	※4 84
減損損失	※5 454	※5 121
その他特別損失	30	—
特別損失合計	890	206
税引前当期純利益	5,537	4,853
法人税、住民税及び事業税	2,590	1,333
法人税等調整額	450	448
法人税等合計	3,040	1,781
当期純利益	2,497	3,071

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
I 高速道路事業営業費用					
1 道路資産賃借料			394,986		381,600
2 道路資産完成原価			158,648		218,730
3 管理費用					
(1) 維持修繕費		79,004		78,298	
(2) 管理業務費		57,648		59,585	
(3) 一般管理費		43,010		39,666	
計			179,663		177,549
高速道路事業営業費用合計			733,298		777,881
II 関連事業営業費用					
1 受託業務事業費					
(1) 受託事業費		22,961		17,133	
(2) 一般管理費		178		128	
計			23,139		17,262
2 休憩所等事業費					
(1) 休憩所等事業管理費		7,096		6,948	
(2) 一般管理費		745		1,017	
計			7,841		7,966
3 その他の事業費用					
(1) その他の事業費		1,085		916	
(2) 一般管理費		388		373	
計			1,474		1,289
関連事業営業費用合計			32,455		26,517
全事業営業費用合計			765,754		804,399

(2) 科目明細書

① 高速道路事業原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)			当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)		
		金額(百万円)			金額(百万円)		
I 営業費用							
1 道路資産賃借料				394,986			381,600
2 道路資産完成原価							
用地費							
土地代		1,101			4,648		
労務費		87			291		
外注費		187			367		
経費		1,753			1,291		
金利等		212			468		
一般管理費人件費		44			313		
一般管理費経費		75	3,462		323	7,703	
建設費							
材料費		1,022			574		
労務費		2,670			3,223		
外注費		137,598			189,854		
経費		3,285			3,119		
金利等		3,235			6,095		
一般管理費人件費		3,216			3,807		
一般管理費経費		2,695	153,725		2,898	209,572	
除却工事費用その他							
労務費		38			64		
外注費		1,325			1,247		
経費		9			17		
金利等		9			9		
一般管理費人件費		47			71		
一般管理費経費		29	1,460	158,648	43	1,453	218,730

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
3 管理費用					
維持修繕費					
人件費		4,122		4,025	
経費		74,882	79,004	74,272	78,298
管理業務費					
人件費		1,875		1,826	
経費		55,772	57,648	57,758	59,585
一般管理費					
人件費		8,935		8,856	
経費		34,075	43,010	30,809	39,666
II 営業外費用					
支払利息			255		—
雑損失			78		160
III 特別損失					
減損損失			—		38
高速道路事業営業費用等合計			733,632		778,079
IV 法人税、住民税及び事業税			1,702		464
V 法人税等調整額			295		156
高速道路事業総費用合計			735,629		778,700

(注) 1. 財務諸表等規則第78条第2項第6号の規定により、高速道路事業等会計規則に定める「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」を、高速道路事業に係る原価明細書として表示しております。

2. 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

② 受託事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	7	0.0	94	0.6
II 労務費		379	1.8	221	1.3
III 経費		21,360	97.3	16,054	97.6
IV 一般管理費		199	0.9	85	0.5
当期総製造費用		21,948	100.0	16,456	100.0
期首受託業務前払金		10,722		9,709	
合計		32,670		26,165	
期末受託業務前払金		9,709		9,032	
受託事業費		22,961		17,133	

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	16,143	13,791
補償費	2,360	1,095

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③ 休憩所等事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	16	0.2	12	0.2
II 労務費		208	3.0	311	4.5
III 経費		6,871	96.8	6,624	95.3
休憩所等事業管理費		7,096	100.0	6,948	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
業務委託費	2,707	2,840
減価償却費	1,524	1,654

④ その他の事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	250	23.1	192	21.1
II 経費		835	76.9	723	78.9
その他の事業費		1,085	100.0	916	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
租税公課	166	197
減価償却費	151	158

⑤ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は当事業年度41,185百万円、前事業年度44,323百万円であり、このうち主なものは次のとおりです。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
給与手当	6,378	6,218
賞与引当金繰入額	347	472
退職給付費用	1,571	1,537
減価償却費	904	1,067
ETCマイレージサービス 引当金繰入額	7,250	6,616
利用促進費	21,318	18,475

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	52,500	52,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	52,500	52,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	52,500	52,500
その他資本剰余金		
当期首残高	6,293	6,293
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,293	6,293
資本剰余金合計		
当期首残高	58,793	58,793
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	14,780	15,437
当期変動額		
別途積立金の積立	656	1,419
当期変動額合計	656	1,419
当期末残高	15,437	16,857
繰越利益剰余金		
当期首残高	8,201	10,042
当期変動額		
別途積立金の積立	△656	△1,419
当期純利益	2,497	3,071
当期変動額合計	1,841	1,651
当期末残高	10,042	11,694
利益剰余金合計		
当期首残高	22,981	25,479
当期変動額		
別途積立金の積立	—	—
当期純利益	2,497	3,071
当期変動額合計	2,497	3,071
当期末残高	25,479	28,551

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	134,275	136,773
当期変動額		
当期純利益	2,497	3,071
当期変動額合計	2,497	3,071
当期末残高	136,773	139,845
純資産合計		
当期首残高	134,275	136,773
当期変動額		
当期純利益	2,497	3,071
当期変動額合計	2,497	3,071
当期末残高	136,773	139,845

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

(3) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(2) 商品・原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

(5) 災害損失引当金

東日本大震災に伴う修繕費用等の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。なお、当該修繕等が終了したため、当事業年度末における残高はありません。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(7) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(8) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(9) カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「損害賠償金」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「雑損失」に表示していた82百万円は、「損害賠償金」42百万円、「雑損失」39百万円として組み替えております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（重要な契約の変更）

当社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を変更することを、平成24年3月16日開催の取締役会にて決議し、平成24年4月17日付けで締結するとともに、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づき、国土交通大臣へ「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等」の事業変更許可申請を行い、平成24年4月20日付けで許可を受けました。

なお、当該協定において、上信越自動車道（信濃町IC～上越JCT）4車線化、館山自動車道（木更津南JCT～富津竹岡IC）4車線化、三陸自動車道（仙塩道路）（仙台港北IC～利府中IC）4車線化、東京外環自動車道（中央JCT（仮称）～大泉JCT）及びスマートIC（4箇所）の新設を、事業として追加しております。

協定の相手	（独）日本高速道路保有・債務返済機構								
変更時期	平成24年4月17日								
変更内容	上信越自動車道（信濃町IC～上越JCT）4車線化、館山自動車道（木更津南JCT～富津竹岡IC）4車線化、三陸自動車道（仙塩道路）（仙台港北IC～利府中IC）4車線化、東京外環自動車道（中央JCT（仮称）～大泉JCT）及びスマートIC（4箇所）の新設に係る事業の追加並びに計画料金収入及び道路資産貸付料の減額								
変更による影響	<p>当該変更により、工事に要する費用に係る債務引受限度額が100,722百万円（税込）、平成22年度から平成62年度までの修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額が324,358百万円（税込）、それぞれ増額となっております。</p> <p>また、平成24年度から平成62年度までの協定における「計画料金収入の額」が1,548,033百万円（税込）、「道路資産の貸付料の額」が1,619,127百万円（税込）、それぞれ減額となっております。</p> <p>あわせて、この協定の変更内容を反映させた場合には、以下のとおりとなります。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>408,578百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>18,776,628百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,185,206百万円</td> </tr> </table>	道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額		1年内	408,578百万円	1年超	18,776,628百万円	合計	19,185,206百万円
道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額									
1年内	408,578百万円								
1年超	18,776,628百万円								
合計	19,185,206百万円								

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

前事業年度(平成23年3月31日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債375,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債100,000百万円の担保に供しております。

当事業年度(平成24年3月31日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債320,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債215,000百万円の担保に供しております。

※2 関係会社に対する負債

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
高速道路事業営業未払金	17,688百万円	18,761百万円
未払金	4,540百万円	2,824百万円
預り金	17,227百万円	19,207百万円

3 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,380,928百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構 4,285,597百万円
中日本高速道路(株)	12,172百万円	中日本高速道路(株) 8,552百万円
西日本高速道路(株)	275百万円	西日本高速道路(株) 54百万円
計	4,393,375百万円	計 4,294,204百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	18,771百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構 15,019百万円

② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	31,200百万円	— 一百万円

③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	335,000百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構 400,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が185,000百万円、道路建設関係長期借入金が60,000百万円それぞれ減少しております。

(損益計算書関係)

※1 研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
635百万円	533百万円

※2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
受取配当金	601百万円	4,356百万円

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
機械及び装置	20百万円	11百万円
車両運搬具	0百万円	19百万円
土地	1百万円	44百万円
計	23百万円	76百万円

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物	141百万円	1百万円
構築物	61百万円	27百万円
その他	6百万円	0百万円
撤去費用	194百万円	54百万円
計	405百万円	84百万円

※5 減損損失

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

ゴミ焼却施設については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(454百万円)として計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
茨城県 日立市	ゴミ 焼却施設	建物	240
		機械及び装置	214

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

支社社屋、料金徴収施設及び休憩施設については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(121百万円)として計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
新潟市 西区	支社社屋	建物	61
		構築物	1
		機械及び装置	4
		工具、器具及び備品	1
仙台市 宮城野区	料金徴収施設	構築物	0
		機械及び装置	37
		工具、器具及び備品	0
千葉県 市川市	休憩施設	建物	13

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
各事業共用固定資産	725	599	126

※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
各事業共用固定資産	—	—	—

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	126	—
1年超	—	—
合計	126	—

※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	227	152
減価償却費相当額	227	152

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	378,931	413,490
1年超	20,523,706	20,313,741
合計	20,902,638	20,727,232

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	436	609
1年超	67	851
合計	504	1,460

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,806百万円、関連会社株式11,172百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,566百万円、関連会社株式10,886百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	618百万円	574百万円
退職給付引当金	24,840百万円	22,315百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,933百万円	2,342百万円
その他	1,866百万円	2,261百万円
繰延税金資産小計	30,258百万円	27,494百万円
評価性引当額	△29,504百万円	△27,194百万円
繰延税金資産合計	753百万円	300百万円
繰延税金負債		
その他	△33百万円	△28百万円
繰延税金負債合計	△33百万円	△28百万円
繰延税金資産の純額	720百万円	271百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.5%	40.5%
(調整)		
受取配当金	△4.4%	△36.2%
評価性引当額	17.9%	30.4%
その他	0.9%	2.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.9%	36.7%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.5%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.8%、平成27年4月1日以降のものについては35.4%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が17百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,302.60円	1,331.85円
1株当たり当期純利益金額	23.78円	29.25円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	2,497	3,071
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,497	3,071
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	136,773	139,845
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	136,773	139,845
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	105,000	105,000

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	株式会社パブリス	8,400	35
計		8,400	35	

【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
有価証券	満期保有目的の債券	株式会社山口銀行 譲渡性預金	16,000	16,000
		大阪府信用農業協同組合連合会 譲渡性預金	3,000	3,000
		株式会社みずほコーポレート銀行 譲渡性預金	1,000	1,000
		コマーシャル・ペーパー (1銘柄)	1,000	999
計		21,000	20,999	

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引期末 簿価 (百万円)	
高速道路事業	有形固定資産	建物	1,804	18	2	1,821	533	94	1,287
		構築物	37,975	603	266 <0>	38,312	5,808	1,068	32,504
		機械及び装置	99,988	6,577	2,884 <37>	103,680	53,652	11,276	50,028
		車両運搬具	15,870	3,580	124	19,326	13,890	1,985	5,436
		工具、器具及び備品	6,013	555	406 <0>	6,163	4,113	566	2,049
		土地	0	0	0	0	-	-	0
		リース資産	181	13	-	194	61	47	132
		建設仮勘定	1,440	12,526	12,750	1,215	-	-	1,215
		計	163,273	23,875	16,434 <38>	170,714	78,059	15,037	92,655
	無形固定資産	8,301	1,447	0	9,749	5,375	1,227	4,373	
合計	171,575	25,323	16,434 <38>	180,463	83,435	16,265	97,028		
関連事業	有形固定資産	建物	23,004	1,011	16 <13>	24,000	6,213	1,177	17,786
		構築物	5,430	517	78	5,870	2,795	364	3,074
		機械及び装置	1,261	5	-	1,266	747	97	519
		工具、器具及び備品	163	6	2	168	112	17	55
		土地	73,195	29	248	72,975	-	-	72,975
		建設仮勘定	278	1,646	1,591	332	-	-	332
	計	103,334	3,217	1,937 <13>	104,613	9,868	1,657	94,744	
無形固定資産	163	21	-	184	79	28	105		
合計	103,497	3,238	1,937 <13>	104,798	9,948	1,686	94,850		
各事業共用	有形固定資産	建物	8,573	524	249 <61>	8,847	2,714	344	6,132
		構築物	668	13	18 <1>	662	408	35	254
		機械及び装置	139	1	4 <4>	136	71	11	64
		車両運搬具	1	-	0	1	1	0	0
		工具、器具及び備品	1,353	83	114 <1>	1,322	624	182	697
		土地	12,153	-	75	12,077	-	-	12,077
		リース資産	819	38	6	850	659	205	191
		建設仮勘定	44	1,457	1,463	39	-	-	39
		計	23,752	2,118	1,934 <69>	23,936	4,479	(457) 779	(11,422) 19,457
	無形固定資産	9,669	981	29	(6,231) 10,620	5,706	1,481	4,914	
合計	33,421	3,100	1,964 <69>	34,557	10,185	2,260	24,371		
その定 他資 産	有固 定資 産形 産	土地	115	0	0	114	-	-	114
		計	115	0	0	114	-	(-) -	(-) 114
投資その 他の資 産	長期前払費用	4,036	462	104	4,393	2,843	242	1,550	
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	816	231	340	707	283	371	424	

(注) 1. () 内は、高速道路事業配賦分を表示しております。

2. 配賦基準は勤務時間比によっております。

3. < >内は、減損損失を表示しております。

4. 各事業共用固定資産の主なものとは工事事務所及び社宅等であります。

5. 高速道路事業有形固定資産（建設仮勘定）の当期増加額の主なものとは、料金収受機械及びETC設備の取得によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	351	13	54	1	309
賞与引当金	1,527	1,519	1,527	—	1,519
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	173	—	29	—	143
回数券払戻引当金	34	—	4	—	29
災害損失引当金	281	—	221	59	—
役員退職慰労引当金	23	15	17	—	21
ETCマイレージサービス引当金	7,250	6,616	7,250	—	6,616
カードポイントサービス引当金	538	145	184	143	356

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収等によるものであります。

2. 災害損失引当金の「当期減少額(その他)」は、現地精査等に伴うものであります。

3. カードポイントサービス引当金の「当期減少額(その他)」は、カード会員の退会に伴うものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

I 流動資産

1 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	1,202
預金	
当座預金	0
普通預金	9,004
小計	9,005
合計	10,207

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
国土交通省	22,848
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	11,141
株式会社ジェーシービー	6,104
三井住友カード株式会社	4,841
三菱UFJニコス株式会社	4,534
その他	27,933
合計	77,403

(2) 高速道路事業営業未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/(A+B)) (%)
84,890	737,665	745,152	77,403	9.4

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

3 未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
国土交通省	1,632
麴町税務署	1,113
ネクセリア東日本株式会社	990
千葉県	343
野村不動産株式会社	284
その他	898
合計	5,263

(2) 未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/(A+B)) (%)
8,268	72,868	75,874	5,263	6.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

4 有価証券 20,999百万円

内訳は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 ④ 附属明細表 有価証券明細表」に記載しております。

5 たな卸資産

(1) 仕掛道路資産

科目		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	40,648	5,270	4,648	41,269
	労務費	3,354	442	291	3,504
	外注費	5,706	585	367	5,925
	経費	38,032	4,627	1,291	41,368
	金利等	5,181	1,382	468	6,096
	一般管理費人件費	3,030	540	313	3,257
	一般管理費経費	1,011	608	323	1,297
	計	96,965	13,456	7,703	102,718
建設費	材料費	116	1,022	574	564
	労務費	8,560	3,855	3,223	9,193
	外注費	230,731	138,960	189,854	179,837
	経費	12,811	4,461	3,119	14,153
	金利等	9,143	3,584	6,095	6,632
	一般管理費人件費	9,958	4,484	3,807	10,635
	一般管理費経費	8,304	3,722	2,898	9,127
	計	279,626	160,091	209,572	230,144
除却工事 費用その他	労務費	0	72	64	8
	外注費	18	1,937	1,247	708
	経費	0	25	17	7
	金利等	0	13	9	4
	一般管理費人件費	0	81	71	10
	一般管理費経費	0	49	43	6
	計	19	2,180	1,453	746
合計	376,611	175,727	218,730	333,608	

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高(百万円)
高速自動車国道東関東自動車道	139,545
高速自動車国道常磐自動車道	86,626
高速自動車国道北海道横断自動車道	13,521
高速自動車国道北関東自動車道	11,140
東京湾横断・木更津東金道路	8,639
その他	47,592
合計	307,066

(2) 商品

区分	金額(百万円)
がん具	10

(3) 原材料

区分	金額(百万円)
緑化資材	784
その他の原材料	36
合計	820

(4) 貯蔵品

区分	金額(百万円)
発生材	133
その他	696
合計	830

II 固定資産

1 有形固定資産 206,971百万円

内訳は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 ④ 附属明細表 有形固定資産等明細表」に記載しております。

Ⅲ 流動負債

1 高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	37,135
国土交通省	4,684
株式会社ネクスコ・メンテナンス関東	3,885
株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	3,690
株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング	2,927
その他	23,958
合計	76,283

2 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
鹿島建設株式会社	2,964
ネクセリア東日本株式会社	1,221
株式会社大林組	743
三菱重工業株式会社	738
麴町税務署	737
その他	8,856
合計	15,261

IV 固定負債

1 道路建設関係社債 319,430百万円

内訳は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 ⑤ 連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

2 退職給付引当金

区分	金額(百万円)
退職給付債務	89,528
未認識数理計算上の差異	△4,372
年金資産	△22,132
合計	63,023

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号 東日本高速道路株式会社本社
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社ではありますが、全ての株主から株券不所持の申出を受け、株券不発行となっております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の7第1項の適用はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|----------------------------|--------|---|-------------|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書 | (事業年度 | 自 | 平成22年4月1日 | 平成23年6月28日 |
| 及びその添付書類 | (第6期) | 至 | 平成23年3月31日) | 関東財務局長に提出 |
| (2) 半期報告書 | (事業年度 | 自 | 平成23年4月1日 | 平成23年12月22日 |
| | (第7期中) | 至 | 平成23年9月30日) | 関東財務局長に提出 |
| (3) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類 | | | | 平成24年3月23日
関東財務局長に提出 |
| (4) 訂正発行登録書(普通社債) | | | | 平成24年5月2日
関東財務局長に提出 |
| (5) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類 | | | | 平成24年5月11日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第6回ないし第17回社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)(以下これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなるため、機構にかかる情報の開示を行うものであります。

なお、第6回ないし第14回社債は、機構により重疊的に債務引受けされております。

また、債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの)とします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(有価証券報告書提出日現在)

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注)1	平成21年10月8日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第7回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注)2	平成22年5月19日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注)3	平成22年7月27日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注)3	平成22年11月26日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第10回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注)3	平成23年1月27日	15,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第11回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注)3	平成23年3月9日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第12回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注)3	平成23年5月23日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第13回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注)4	平成23年7月28日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第14回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注)4	平成23年10月14日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第15回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成23年12月5日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第16回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成24年2月8日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第17回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成24年5月17日	20,000	非上場・非登録

- (注) 1. 平成22年12月28日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。
 2. 平成23年6月30日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。
 3. 平成23年12月28日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。
 4. 平成24年3月30日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成24年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成24年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理してしております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成23年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資してしております。

I 資本金	5,114,374百万円
政府出資金	3,800,771百万円
地方公共団体出資金	1,313,603百万円
II 資本剰余金	845,591百万円
資本剰余金	70百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△3,349百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	2,202,401百万円
純資産合計	8,162,367百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲 (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
(ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
(iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
(iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
(v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
(vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
(vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
(viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
(ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
(x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
(xi) (x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
(i) 機構法
(ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
(iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
(iv) 通則法
(v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
(vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 16. 高速道路関係法令の適用」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1)機構と締結する協定について」を併せてご参照ください。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月 27 日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 下 内 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近 藤 浩 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 下 康 彦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月 27 日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 下 内 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近 藤 浩 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 下 康 彦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。